

東京都公文書館

調査研究年報 <WEB版>

第 4 号

目次

東京都における

「街をきれいにする運動」(昭和 29 年)に関する基礎的考察

小野 美里 …… 1

【講座報告】

「独立 70 周年—練馬区誕生への軌跡」講演会

工藤航平・西木浩一 …… 20

首都大学東京オープンユニバーシティ講座

小野美里・太田亮吾・齋藤洋子 …… 27

【活動報告】

東京都公文書館・公益財団法人特別区協議会共催セミナー

「公文書管理法と地方公共団体の課題」を見据えて

西木 浩一 …… 33

【活動報告】

平成 29 年度企画展示

「変わる東京—「文化スライド」が写した昭和 30 年代」

佐藤 佳子 …… 39

【活動報告】

A. Rath との出会い

～明治初期来日外国人に関するレファレンスから～

佐藤 佳子 …… 47

刊行物案内 …… 52

利用案内 …… 55

Tokyo Metropolitan Archives Annual Report of Research <Web>

Volume 4

Table of Contents

A Study on “City Cleanup (City Beautification) Campaign” in 1954, Promoted by Tokyo Metropolitan Government Misato Ono	1
【Seminar Report】 Lecture Meeting “70th Anniversary of Independence - Trace to Birth of Nerima-ku” Kohei Kudo, Kouichi Nishiki	20
Open University Course in Tokyo Metropolitan University Misato Ono, Ryougo Oota, Yoko Saito	27
【Performance Report】 Seminar Co-hosted by Tokyo Metropolitan Archives and Public Interest Foundation of Tokyo Metropolitan Area Cities Participation Report of “Public Records and Archives Management Act and its Agenda for Local Government” Kouichi Nishiki	33
【Performance Report】 Planned Exhibition in 2017 “Changing Tokyo - the Year of Showa 30’s Recorded in ‘Bunka Slides’ (slides for public relation of Tokyo)” Keiko Satou	39
【Performance Report】 Encounter with A. Rath ~From Reference About a Foreigner Visited Japan in the Early Meiji Era~ Keiko Satou	47
Publication	52
Visitor Information of TMA	55

March 2018
Tokyo Metropolitan Archives



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

【研究ノート】

東京都における「街をきれいにする運動」 (昭和29年)に関する基礎的考察

東京都公文書館 史料編さん担当

小野 美里

はじめに

本稿では東京都が昭和29年（1954）に実施した「街をきれいにする運動」に着目し、その内容と展開を実証的に明らかにする。その際当該期に都が抱えていた問題や、運動の提案局たる都民室の置かれていた状況に留意し、この運動がどのような文脈で始まり、東京都の首都美化運動の歴史のなかでどう位置づくのかを考えたい。

戦後東京都が行った首都美化運動については、これまで昭和37年（1962）以降に関心が集まってきた。オリンピックを翌々年に控えた昭和37年1月、東龍太郎都知事は年頭の挨拶において、都政の重点目標に首都美化を掲げ、単に街を美しくするだけでなく、道路・公園・上下水道の整備、河川の浄化から公衆道徳の高揚までが美化の対象であることを強調した。これ以後同年3月には首都美化審議会が設置され、首都美化推進本部、首都美化推進協議会、首都美化協力員、首都美化推進モデル地区等の組織も整備され、都民を巻き込んだ全都運動として首都美化運動が展開したのである。同運動は昭和39年（1964）のオリンピック東京大会終了後も継続、昭和50年度（1975）いっばいで廃止となるまで、東京都の事業として推進された¹。

源川真希は近現代東京に関する通史において、昭和37年以降の首都美化運動をとりあげ、当時の愛都精神運動との関わりに着目しながら、行政に協力的な市民の育成を目指す上からの主体形成の試みであったと評価した。また運動における宣伝手法から、戦前の選挙粛正運動や愛市運動との類似性も指摘している²。

以上から明らかなように、首都美化運動は、インフラ整備や衛生・清掃事業の促進によって物理的に街をきれいにすることだけがその目的ではなかった。公衆道徳や愛都心の育成といった、都民に対する内面的働きかけをも伴いながら展開したのである。

ここで留意したいのは、都が全都運動として首都美化を計画し、都庁内外の諸主体を組み込んで組織体制を作り、運動への参加を通じて都民の内面に働きかけることは、昭和37年より前から実施されていたことである。それにもかかわらず東京都作成の首都美化に関連する資料集でも、都による首都美化運動の起点は昭和37年となっており、それ以前の運動にはほぼ言及がない³。確かに、37年初頭に都知事が意思表明を行って以降、首都美化審議会条例の制定や、広報室広報部管理課に首都美化係が設置されるなど制度化が進展したことから、ここに一つの画期が認められる。しかしこの画期を起点と捉えることにより、それ以前

に展開していた運動との連続性が見落されてきたと考える。これに加え、残存する関連史料が多くないことも、その実態が明らかになってこなかった一因をなしているといえるだろう。

そこで本稿では、戦後の危機的な社会経済状況から脱し、国内外からの観光客増や国際的イベントの開催によって「外」からの目が意識されるようになったことを背景に、昭和29年4月から1年間実施された「街をきれいにする運動」に着目する。それ以前も都によって美化運動が行われたことは確認されるが⁴、本稿で明らかにする通り、組織体制、公德心といった公衆道徳の高揚が掲げられた点、広報担当部局が主管した点において、以後の首都美化運動の原型を形づくったのは、この「街をきれいにする運動」と考えられるからである。

「街をきれいにする運動」については、中島直人が、戦後の復興事業の進展を受け東京都において都市美化に関する議論が始まるなかで、都民室の主管により行われたことに言及している⁵。しかし中島の主な関心は、都市美運動の担い手による議論と実践にあり、運動そのものの内容にまで立ち入っていない。これに対し本稿では同運動の背景・企画・実行機関・活動内容などを具体的に明らかにし、その後の首都美化運動の展開をも概観することで、同運動の歴史的な位置を確認する。このことは、戦後都において長きにわたって続けられた首都美化運動の歴史の全体像を理解するために必要かつ基礎的な作業となろう。

本稿で使用する史料は、東京都公文書館所蔵の公文書・刊行物等であるが、関連史料はあまり多く残されていないため、必要に応じて『都政人』『東京都新聞』など当時都政を専門的に扱っていた媒体の記事も参照する。また東京都が広報のために作製した「東京都文化スライド」⁶の関連画像等も活用したい。なお引用史料中の傍線はすべて筆者による。

1 首都美化運動の前提

(1) 街の汚れ

ここではまず、当時街の汚れがどのように問題視されていたかを確認したい。『都政人』の記事は、以下のように描写している⁷。

東京は「日本の顔」といわれる。だが、この顔の何と汚いことであろう。…〔中略〕我慢のならないのはその道路のあちこちに散らばっている紙屑である。そしてところどころには汚物がうず高く積んである。東京の道路は塵捨場の役もするらしい。…〔中略〕川だつてそうだ。いまに東京の川という川は、都民の捨てる塵芥で、立派？に埋立てられるかもしれない。電柱という電柱、橋のもと、高架線のガードには所きらわずベタベタと広告が貼られ、（新橋駅、神田駅のガードなど、正に東京の新名所である）公衆便所の水栓はこわれて、中には浮浪者の住居と化したものもあるという調子だ。ビルとビルの間にはさまってチャチな板がこい一杯屋が出現するかと思えば、国電の線路の両側が雑然たる看板の行列、まるで街を汚ごし醜化するために、八百万の人間が右往左往しているというのが、東京の偽らざる姿である。…〔中略〕公園の芝生は踏み荒されて醜い土肌をさらし、数十人の人間が集まれば、あとは忽ち紙屑の山と化す

ここで言及されるのは、ごみや汚物で汚された道路や河川の状況である。これに加え、所構わず貼られる広告や、雑然と並ぶ看板、公園の芝生の荒廃や集会後のごみの山は、人々のなかに公共の場を汚さないという意識が十分共有されていない状況を物語っていよう。

こうした状況は、都が作成した広報用スライドにも写し取られている。「清ちゃん街に行く」（東京都文化スライド第22輯、昭和29年3月）というスライドは、「街をきれいにする運動」が始まる1カ月前に東京都が製作したものだが、ここでも都内各所の道路・空き地・河川の汚れに加え、集会や音楽会後のごみの山、美観を損なうビラや張り紙、ごみで散らかった列車内の様子などが強調されている（図1～8）。

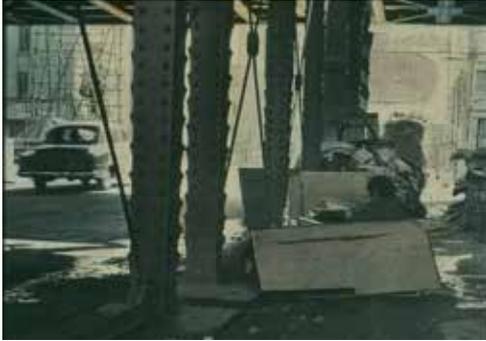


図1 ガード下



図2 路地裏の様子（有楽町）



図3 ごみで汚れた川



図4 空き地の様子



図5 広告



図6 列車の中



図7 音楽会の後



図8 運動会の後

このような街の汚れの原因は、第一義的には、戦災により壊滅的打撃を受けたインフラの整備が十分進まないまま人口や産業が集中し、ごみ処理や下水処理が追い付かなかったことにある⁹。しかしそれだけでなく当時においては、公共の場を汚さないという都民の意識の欠如もまた、街を汚す大きな原因と認識されていた。

(2) 東京都観光事業審議会による提言

こうした状況を受け、都に対策を促したのが、東京都観光事業審議会である。終戦後の日本において、観光業は外貨獲得・国際親善・平和産業の振興などの観点から推進されたが、都においても、昭和24年（1949）知事の諮問機関として東京都観光事業審議会が設置され、各行政部門と密接に関係を持つ観光事業の円滑な推進が目指された。この東京都観光事業審議会が作成する計画書は、当時の都における観光行政の指針となっていた¹⁰。

昭和28年（1953）10月26日、東京都観光事業審議会は「昭和29年度 東京都観光事業計画書」を作成した（以下、「計画書」とする）。ここで昭和29年度の緊急かつ最小限度の施策として第1番目に掲げられたのが、「公德心の涵養と首都美化運動の展開」であった¹¹。この時期、都を訪れる外国人観光客は増加の一途をたどり（昭和26年4万4672人、27年4万6914人、28年5万5691人）、国内観光客数も、昭和28年には推計で794万人を数え、同年の修学旅行による訪都数も推計で91万8996人に上った¹²。観光客の増加により、首都としての体面に見合った街づくりが求められたのはもちろん、その消費額の多さは、都の経済の振興上重要であった。そこで観光客のさらなる誘致と受け入れ態勢の整備が求められるなか、首都の美化のために具体的な措置を講じることが、喫緊の課題となっていたのである。以下、計画書が述べる内容を見ていこう。

首都の美化をはかるためには、国土計画、都市計画等を推進することが必要であることはいうまでもないが、先づ都民の一人一人が手近かなところからなし得るものを解決してゆくことが最も大切であり、そのためには公德心の高揚をはかる以外にはない。昭和29年度から東京都、東京都観光協会が、これを首唱し関係機関協力のもとに強力な都民運動を継続展開することが肝要である。

ここでは、首都美化のためには国や都による行政的措置が重要なことを認めつつ、その前提として、まずは都民の美化に対する姿勢を変える必要があることが強調されている。その手段として挙げられているのは、「公德心の高揚」であった。

公德心とは、公德を重んじる心のことである。公德という言葉は、社会生活において守るべき行動規範として現在でも用いられるが、戦前の東京市でも、道路や公共交通機関といった公共物に対する行いを戒める際などに使われている¹³。本稿が対象とする昭和29年前後にどのように使われていたのかを確認するため、昭和30年刊行の『広辞苑』を参照すると、「社会公衆に対する徳義。公衆の一人として公衆のためを考えて行動する道德。公衆に迷惑をかけず、公衆の利益を計る道德」とあり、私徳（個人または自己に関する道德）の対義語となっている¹⁴。社会を構成する一員としての自覚をもち、消極的には公衆に迷惑をかけず、積極的には公衆の利益を考えて行動するという意味で使われていたと理解できよう。公共の場を汚さない／美しくする意識を都民に育む方策として、この公德心という言葉が再評価され

るようになっていたのである。

計画の実施にあたっては、「公共施設の愛護と美観の促進、衛生環境の改善」に重点を置き、公園・街路・駅前の美化・公衆トイレの清潔保持・「醜悪物の撤去」・「美観商店街の整備」などを実行することが掲げられた。運動を推進するため団体・個人の表彰やモデル地区を設定し、標語やポスターの掲出、各種メディアの利用、コンクールや清掃会の実施、学童の作文募集が周知方法として計画されている。算出された経費は、周知宣伝費に400万円、表彰費に85万円、運動費に30万円、計515万円であった。

(3) 当該期の財政状況

ここで提言された公德心の向上を主眼とする首都美化運動は、後述するように計画書ほどの経費は確保できなかったものの、翌年度から都民室によって実行に移された。ではなぜこうした提言が、曲がりなりにも受け入れられ、都の政策として具体化したのだろうか。このことを理解するためには、当時の都の財政状況を確認しておく必要がある。

終戦直後から昭和26年度までの間、都の予算編成は、「骨格予算」と呼ばれる変則的な方式であった。すなわち、当初予算には必要最小限の経常経費のみを計上し、そのほかの新規施策は、財源の確定を待って追加予算で計上する形で編成されていた。昭和27年度の予算編成では、朝鮮戦争による特需景気と昭和25年のシャープ税制改正による都税収入の増収が見込まれたことから、戦後初めてこの「骨格予算」から脱し、年間予算が組まれるに至った。しかし昭和27年後半には朝鮮戦争による特需は減少、輸出不振・輸入増大が相まって、国際収支は急速に悪化し、景気は下降した。昭和28、29年度には、日本経済全体で不況により税収の伸びが低下し、都においても国庫支出金の縮減や国による起債制限が重なって、財源不足にみまわれた。その一方、昭和20年代後半の都における人口増加は著しく、学校建設や警察・消防費といった経費の拡大に加え、朝鮮戦争の特需景気により再発した物価高騰による行政経費の上昇などにより、財政需要が増大していた。こうした状況のなか、昭和29年度の都の予算においては、人件費5%、物件費10～20%の削減を余儀なくされていたのである¹⁵。

以上のような財政事情からすれば、当時の都は、新規事業に多額の経費を計上できる状況にはなかったことがわかる。首都美化に向けて具体的な成果を出さなくてはならない一方で、大きな支出はできないという状況下において、首都美化のためには都民の意識を変えることが先決であるとの提言は、受け入れやすいものであったと考えられる。

次章以下では、なぜ都民室という組織がこの提言を引き受け、どのような運動が計画されたのかについて検討したい。

2 都民室による計画

(1) 都民室とは

都民室は、昭和26年（1951）9月に知事室¹⁶を改組して設置された。新設の都民室には、知事室時代からある能率部・広報部に加え、企画部・公聴部・首都建設部が置かれた。都民室設置の背景には、その前年の25年、安井誠一郎都知事がアメリカへ地方制度の視察に行った際、PR活動の重要性を認識し、都の広報事業のさらなる拡充を企図したことにある¹⁷。都民室は、「しらせる広報部」「きく公聴部」といわれたように、単に様々な発信を行うだけ

でなく、都民からの声を処理する機能を併せ持つことで、都民と都政をつなぐ窓口としての役割を担うことが期待された。広報媒体も多様化し、一般都民を対象とした「壁新聞」「お知らせ」「お知らせ家庭普及版」、指導層を対象とした「東京広報」のほか、「都民のメモ」「東京都ニュース」「都政のしおり」といったリーフレットが出されている。そのほか、映画上映会やコンサートの開催、ニュース・カーによる宣伝、「東京都文化スライド」の製作（昭和27年～）、民間報道機関（新聞、テレビ、ラジオ）の利用などが行われた¹⁸。

昭和27年11月、組織の簡素化と効率的事務処理を目的とした機構改革が実施されると¹⁹、都民室の企画部・能率部は総務局に吸収された。その結果、都民室は総務部（庶務課・観光課）、広報部・公聴部・首都建設部の4部構成になっている。都庁内における都民室の規模については【表1】によってある程度窺うことができる。昭和29年度段階で、91人の定員に1億275万円（全体の0.1%）の予算がついていた。

【表1】 昭和29年度一般会計予算 局別内訳表

区分	予算定員	歳出予算額				割合	特定財源	差引一般財源 充当額
		人件費	人頭割	事業費	計			
総務局	一般 2,035	790,201,863	11,353,110	3,074,481,901	4,121,754,608	4.8%	2,135,488,799	1,986,265,809
	学校 609	236,545,966	2,274,500					
	その他 21	6,758,668	138,600					
	計 2,665	1,033,506,497	13,766,210					
財務局	547	185,896,718	3,054,000	4,222,686,264	4,411,636,982	5.1%	2,791,443,241	1,620,193,741
主税局	一般 3,377	1,035,927,224	19,738,100	938,691,191	1,995,137,023	2.3%	620,922,943	1,374,214,080
	その他 1	780,508	0					
	計 3,378	1,036,707,732	19,738,100					
民生局	2,600	818,822,230	14,199,100	6,085,594,030	6,918,615,360	8.0%	4,898,305,748	2,020,309,612
養育院	403	119,006,348	1,898,500	191,852,989	312,757,837	0.4%	174,971,894	137,785,943
衛生局	5,069	1,604,575,192	26,146,600	2,094,526,100	3,725,247,892	4.3%	1,953,308,765	1,771,939,127
清掃本部	3,043	893,697,090	3,364,700	2,335,729,128	3,232,790,918	3.7%	1,244,861,160	1,987,929,758
労働局	508	171,066,060	2,991,100	4,136,317,951	4,310,375,111	5.0%	2,260,375,859	2,049,999,252
経済局	一般 1,575	541,586,502	7,786,000	2,593,066,166	3,145,371,604	3.6%	1,837,234,785	1,308,136,819
	その他 17	2,932,936	0					
	計 1,592	544,519,438	7,786,000					
中央 卸売市場	313	99,141,416	1,657,800	806,230,204	907,029,420	1.1%	904,029,420	3,000,000
建設局	2,146	705,743,508	11,007,800	6,119,487,396	6,836,238,704	7.9%	4,088,648,932	2,747,589,772
建築局	788	279,141,432	4,248,900	7,354,156,242	7,637,546,574	8.9%	6,703,623,436	933,923,138
港湾局	663	212,585,168	2,343,700	1,553,817,110	1,768,745,978	2.1%	1,532,241,775	236,504,203
都民室	91	36,203,680	590,900	65,954,580	102,749,160	0.1%	101,500	102,647,660
外務室	525	163,238,596	2,750,100	106,859,950	272,848,646	0.3%	227,131,219	45,717,427
出納長室	262	89,605,112	1,624,700	159,548,033	250,777,845	0.3%	89,108,205	161,669,640
議会局	97	30,472,884	573,300	148,310,654	179,356,838	0.2%	0	179,356,838
人事 委員会	56	19,788,976	369,600	16,388,207	36,546,783	0.0%	100,000	36,446,783
教育庁	一般 472	161,221,032	1,265,600	6,825,491,901	21,921,157,467	25.4%	8,821,297,169	13,099,860,298
	学校 42,257	14,933,178,934	0					
	計 42,729	15,094,399,966	1,265,600					
警視庁	25,538	8,308,384,556	18,137,600	2,610,983,211	10,937,505,367	12.7%	368,038,920	10,569,466,447
消防庁	7,477	2,332,531,388	4,498,100	917,263,570	3,254,293,058	3.8%	103,665,394	3,150,627,664
合計	100,490	33,779,033,987	142,012,410	52,357,436,778	86,278,483,175	100%	40,754,899,164	45,523,584,011

（「昭和29年度 東京都の事業と予算（第1集）」都政新報社、昭和29年、22～23頁の表をもとに作成）

このとき都の観光事業に関しては、都民室総務部観光課が国内観光を、外務室外事部連絡第二課が国際観光を担当するという二極体制になっていた²⁰。それゆえ先に見た東京都観光事業審議会の提言を引き受ける組織としては、都民室だけでなく外務室にも可能性があったが、実際に首都美化運動を提案し予算を獲得したのは都民室であった。公德心の向上という都民の意識に働きかけることが前面に押し出されている以上、多様な広報手段をもち、公聴部を設けて都民との接点を多く有していた都民室が主管となるのは、不自然なことではないであろう。また都民室首都建設部においても、委員会が設置されて都市美を実現するための規準づくりの議論が始まっている段階にあった²¹。同室の所管が観光・広報・公聴・首都建設と、複数事業の寄せ集めの態をなしていたことは、首都美化事業を推進するうえでかえって好条件を備えていたということも可能である。

(2) 都民室を取り巻く状況

さらに都民室がなぜ首都美化運動を始めたのかを考えると、この時期都民室が、その存在意義をアピールする必要に迫られていたことを確認しておきたい。

後述するように都民室の法的根拠については、かねてから都庁内で問題となっていたが、昭和27年の地方自治法改正を機に条例化することで対処しようとしたところ、都議会が紛糾し、都民室はその存在意義を問われる事態に陥ったといわれている。以下その経緯について補足したい。

都に設置される局には、地方自治法第158条第1項に基づく法定局と、条例により設置できる局があった。都民室・外務室は、法定局でもなければ条例により設置された組織でもなかったが、予算・人事などの面においてほぼ局と同一の扱いであり、その法的根拠が問題化したのである²²。なお局の下の分課組織であれば、知事の裁量により便宜と必要に応じて自由に設置、廃止、分局できることになっていた。そこで総務局からは、都民・外務両室を総務局の下の組織とみなす解釈も出されたが²³、両室の運用実態からいって、この解釈を押し通すのは無理があった。

その後昭和27年に地方自治法が改正され、第158条の改正と附則第6項（昭和27年8月15日法律第306号）によって、翌28年1月31日までに都でも局設置条例を制定することになると、改めて両室の位置づけが議論された²⁴。その結果、都民・外務両室は条例化する方針が固まり、昭和28年1月26日の都議会第1回臨時会で、両室の設置を明記した「東京都庁組織条例」案が提出された²⁵。しかし知事が都議会にかけることなく誕生させた両室は、知事の「私生児」とみなされ、とりわけ都民室に対する風当たりは強かった²⁶。この時の詳細な公的記録は残されていないが、議論が組織条例案に集中したこと、本会議が定時限すれすれに開会しすぐ休憩に入った後、19時に再開し、同案が条件付で可決されたことが確認される。ここで付された条件の一つは、「都民室は人のために設けられた嫌いが無いとしない。再検討すべきである」と都民室を名指したものであった²⁷。以上から、都民室が議会における批判の焦点になっていたことは容易に推測されよう。

こうした苦境を経た都民室には、目に見える成果をあげることでその存在意義を示す必要があり、これが新たな運動を引き受けた背景の一つをなしたと考える。

当時の都民室室長は富田滋であった²⁸。富田は、昭和28年12月7日に学識経験者を招いて開催された都政懇談会で、街の美化について対策を求められた際、「広告や塵芥のことも

絶えず考えている、それについて金をかけずに都をキレイにすることを来年度から新しい都民運動としてやっつけたいと思っていると述べている²⁹。ここから、昭和28年12月初旬の時点で、都民室が経費を抑えた形で街の美化に着手する意向を固めていたことがわかる。富田は翌29年1月5日の『東京都新聞』紙上でも、以下のように述べている。³⁰

都民室も三年目を迎えたのであるから仕事がマンネリズムになつたものもあると思う。今年は反省しながら新しいセンスでやっつけていきたい。それに火の車の都財政をみては、金をかけないで効果のあがる仕事を工夫しなければならない。都民室今年のプログラムとしては騒音の追放に始まる都市生活の快適化をめざして街を美しくする運動をやりたいと思う

ここから、多額の経費はかけられないものの、騒音対策と併せて美化運動の推進が、次年度の都民室の目玉事業であったこと、またそれへの意気込みを読み取ることが可能である。

安井誠一郎都知事も、『東京広報』昭和29年1月号における年頭挨拶において、「衣食の足りてきた現在、礼節ことに公德心を一そうたかめて、東京を騒音のない美しい街にすることを、今年都政の課題にしたい」と述べ、都民の心がけと行動によって「大してお金をかけずに、世界の大都市なみに清潔で、騒がしくない、住み心地のよい都会にすることができる」と強調している³¹。自らが立ち上げた都民室が計画する街の美化は、安井都知事にとっても都政の重要課題として共有されていたことが窺える。

(3) 予算の獲得

都民室は昭和29年3月、翌29年度の追加予算で、「公德心の高揚と首都美化運動の展開」のために120万円を要求した³²。区分は一般会計のうち、「諸支出金」のなかの「観光事業費」に計上されている。この運動が東京都観光事業審議会の提言を受け、観光事業の枠組みにおいて始まったものであることは、ここからも確認される。

このとき都民室全体が要求した追加予算の総額は785万円だったので、120万円という額が占める比率は決して小さくない。しかし先に見た通り、東京都観光事業審議会の計画書では、所要経費の見積りが515万円になっていることに比べれば、大幅に少ない数字となっている。経費の内訳は、以下の通りである。

周知用ポスター趣意書等印刷	48万2000円
ポスター掲出料	24万円
表彰用記念品	9万円
本部打合会費	5万円
地区別協議会費	5万円
通信費	6万円
連絡用自動車備上	7万円
会場借料	8万8000円
その他	7万円

支出の内容を見ていくと、周知のための印刷物作成とポスター掲出料だけで72万2000円と全体の約6割を占め、記念品に9万円が計上されたほかは、打合せ費や会場費・通信費・交通費などの事務的な経費にとどまっている。この運動の中身が、啓発活動中心であったこ

とが、予算の面にも明確にあらわれている。

この時の追加予算案は、昭和29年2月27日から会期32日間で開催された都議会第1回定例会で、付帯決議及び希望付で修正可決された³³。

(4) 計画の概要

昭和29年3月に開催された庁議の関係資料のなかに、3月22日付の都民室「街をきれいにする運動（首都美化運動）要綱」（案）が収録されている³⁴。ここから、都議会での追加予算の審議が続くなか、都民室が都庁内で着々と運動の準備を進めていたことが窺える。

この要綱案からは、都民室による計画の詳細を知ることができる。以下、その内容につき順を追って見ていきたい。

① 運動の趣旨と主体

ここではまず「わが国の首都であり国際都市である東京は汚い騒々しい都市であるというのが常識化して居る」との現状認識が示される。そしてこの問題は「役所の力のみでは到底解決困難」であり、「都民の一人一人がお互いに家の周りをきれいにするのを心掛け道路や、公園、河川、乗物等の公共施設を愛護し汚さないという公衆道徳の実践と反省の一つ一つが集まって始めて実を結ぶ」と続く。そこで「清潔で美しい街にしようとする役所と都民の心掛けと実行」を一致させて、東京を「明るく住みよい街」にするというのが、この運動の趣旨とされる。

運動を「主唱」する主体には、東京都・区・警視庁・都教育委員会が挙げられた。なお区市町村においては、その地域の実情に即した方法によって本運動を実施するとされている。

そして運動の「推進団体」は、観光関係団体、運輸交通機関、青少年・婦人団体、宗教団体、教化団体、社会奉仕団体、都市問題推進機関、報道機関、その他関係団体であった。ここから、都が様々な実践活動を行っている既存の団体を運動に引き入れて、この運動を推進しようとしていたことが窺える。観光団体や運輸交通機関が入っているのは、この運動が観光事業の一環として行われたことを反映している。また宗教団体や教化団体が加わっているのは、この運動が公德心という道徳的要素の涵養に重点をなしていたことに関係するとみられる。

② 期間・区域・目標

運動の実施期間は1年間であったが、「特に本年四月以降の緑化週間、大掃除実施期間、国土美化運動実施期間等に際し随時集中的に実施」するとされた。実施区域は都下全域である。

運動の目標には「街の清潔と美化を保つよう都民各自の自覚と実践を促すため世論の喚起につとめ、特に商店街団体、婦人青少年団体の協力をたかめる点に重点をおく」ことが掲げられた。つまり運動の重点は世論喚起にあり、とりわけ商店街や婦人・青少年団体といった地域で活動する民間団体への働きかけにあったことがわかる。

③ 実践項目

運動の実践項目には、まず「汚さない」公德心、「きれいにする」公德心の普及が掲げられた。

前者には具体的には、街路・公園・運動場・集会場・駅・車内等を紙屑等で汚さない、

歩道にやたらに物を置かない、河川・側溝・空き地に物を捨てない、公衆トイレを不潔にしない、塀・電柱・ガード下・橋のランカン等にビラを貼らない、落書きや醜い広告をやめる、空中や高所から広告ビラをまかない、ばい煙を出さないことが挙げられた。一方後者には、住宅や建物の周囲の清掃、塵芥や汚れ物の自己処理、空き地の美化、街路樹や公園の樹木芝生の愛護、観光地や商店街の美化への協力が列挙されている。

このほかの実践項目は、清掃模範地区・団体及び美化模範地区・団体の表彰、植樹・草花園芸の奨励、都市公害（騒音・ばい煙・悪臭等）防止への協力、道路工事の総合的調整、官公庁窓口の整頓、清掃など多岐にわたった。

④ 組織体制

これらを実行する組織は、首都美化運動連絡本部（都の関係各局部の関係者により構成）と首都美化運動推進協議会（東京都関係各局及び関係団体の代表者により構成）の二本立てになっている。両組織の関係について、この案では、本部は「本運動実施の連絡調整にあたる」、協議会は「本運動の実施について協議及び推進に当る」とされた。なおこの部分は、要綱が成案となる段階で修正された。すなわち、実際の要綱では本部が運動の推進機関に、協議会が協議機関となり、都が運動のイニシアティブを握る方向へ転換したことがわかる。

⑤ 宣伝方法

続いてこの運動の肝である「周知宣伝啓蒙」についてみていきたい。その媒体には、ラジオ放送、ポスター、パンフレット、運動趣意書、新聞・雑誌、巡回映画会・講演会、アドバルーン・懸垂幕、ニュース・カー、駅・映画館のスポットアナウンス、スライド・教育紙芝居、都政ニュース、お知らせ、芸能人・興業関係による演芸・演出が掲げられ、標語・学童作文の募集も行うとされた。

以上から都民室は、公德心の向上を中核に据え、どのような行動が街を汚さず、美しくすることに繋がるのかを具体的に都民に伝え、その実践を促すことを企図したといえる。そして運動の実施にあたっては、局を超え区の代表者や民間団体なども加えた組織体制を樹立し、都民室が従来用いてきた様々な媒体のフル活用が構想されたのであった。

この案は既に述べた通り、組織体制の部分で修正が加えられたほかは、ほぼそのまま成案となった。

3 「街をきれいにする運動」の展開

(1) 運動の内容

以下では『昭和三十九年度 美化運動の一年』³⁵ という報告書を手掛かりに、運動の中身と展開についてみていきたい。運動の経過（都関係）は【表2】に示した通りである。

① 体制づくり

まず、「街をきれいにする運動」の要綱と、関連する関係法令等の抜粋が作成され、運動の方向性が決定された。そして運動の推進機関として都庁内に首都美化運動連絡本部が設置され、協議機関として都庁内外の構成員による首都美化運動推進協議会も組織された（【表3～4】）。本部の構成メンバーは、本部長に副知事、副部長に都民室長、清掃本部長が就任した。委員には清掃本部・教育庁・警視庁をはじめとする都の関係各局室の部長が、

幹事には同課長があてられ、書記は都民室職員が担当した。他方協議会は、「首都美化運動推進に関係のある者及び関係団体の代表者並に都関係吏員若干名で構成する委員で組織する」とされ、会長1名、副会長2名が置かれた。委員には、「学識経験者」として東京都観光事業審議会議員、全日本観光連盟・東京商工会議所・工業倶楽部・教育関係者が、「関係団体代表」として都商店連合会・日本赤十字社・都PTA総協議会・主婦連合会・母の会連合会・都地域婦人団体連合会・善行会の代表が選ばれ、これに幹事区長代表や都職員が構成員として加わっている。協議会には会長の委嘱により参与を置くことができるようになっており、参与には都議会議員や区長・区議会議員・市長・新聞社・放送関係者などがあてられた。以上のような組織体制を組むことにより、都庁内各局のみならず、都内各関係団体・都民各層の協力を得ながら運動の推進が図られることとなった。

② 各所への協力要請

都民に対しては、新聞・ラジオ等報道機関の協力を得て、主旨の宣伝啓発活動が実施されたほか、局内広報連絡会議・区市広報連絡会議といった広報関係の会議を通じて、あらゆる広報媒体の活用が要請された。児童・生徒に対する啓蒙については、教育庁及び全都公立小中高等学校長に、道路交通取締については警視庁に依頼を行った。運輸省航空局長に対しては、飛行機からのビラまきについて、知事と首都美化運動推進協議会長からそれぞれ禁止または厳重な制限を申入れている。

社会教育研究大会（社会教育関係者・社会教育施設職員・教育委員会関係者等を対象）においても、運動の主旨が説明され研究課題の一つに加えるよう要請がなされた。

このほか局長会・区長会・助役会・区議会議員会・東京PRカー連盟理事会及び推進協議会傘下の各団体に対して、主旨説明のうえ協力が要請されている。

③ 周知宣伝活動

【表2】昭和29年度「街をきれいにする運動」実施経過（都関係）

	実施期間	局室部名	実施項目
昭和29年	4月	都民室	東京都文化スライド「清ちゃん街を行く」製作上映（刊行は3月）
	4月1日～7日	建設局	都市緑化の推進（緑の週間）
	4月15日～5月15日	各局室	庁内大掃除
	4月21日	都民室	東京ニュース「街をきれいに」製作上映
	5月13日	建設局	広告物・広告塔の規格指定
	5月15日～24日	警視庁	春季交通安全週間
	6月1日	都民室	東京ニュース「一日のゴミ」製作上映
	6月1日～7日	衛生局	赤痢予防知識の普及向上
	7月1日～31日	清掃本部	塵芥減量運動
	7月6日～12日	衛生局	食品衛生と赤痢予防の衛生思想の普及向上
	7月8日	都民室	東京ニュース「保健所の日」製作上映
	8月1日～10日	清掃本部	道路清掃美化思想の普及徹底
	8月16日～9月30日	警視庁	交通取締の強化
	10月15日～10月24日	警視庁	秋季交通安全週間
	11月1日	都民室	首都美化アンケート
12月10日～16日	都民室	騒音防止強調	
12月15日～1月15日	都民室	年末年始商店街美化強調	
昭和30年	3月18日	都民室	功労者並びに団体の表彰「街をきれいにするつどい」開催
	(冬季)	建設局	冬季の道路愛護
	(随時)	都民室	ポスター・リーフレットの作成 ラジオ放送、ニュース・カーによる周知
	(随時)	警視庁	道路工事の調整

（東京都都民室「昭和二十九年度 美化運動の一年」刊行年なし）

運動推進のためにスライド（「清ちゃん街に行く」）と東京ニュース（「街をきれいに」「東京のごみ」「保健所の一日」）等が作成され、スライドは都内各小中学校に、映画は都民室、教育庁、地方事務所、各区役所に配布され、随時上映された。

さらにポスター（5,090枚）、リーフレット（50,000枚）が印刷された。ポスターは都電・都バスに掲示したほか、各区、公私立小中高等学校に対しても掲示を依頼している。リーフレットは都の事務所、各区及び公私立小中高等学校に配布された。

④ 集会・調査・アンケート

昭和29年11月1日には、運動に参加した15区の関係者と反省会が開催され、意見交換がなされた。ここでは「この運動は何ととっても皆が協力してやらなければならないので、道徳教育の面を徹底する必要がある」「この運動は子供の時から植付けなければなら

【表3】 首都美化運動連絡本部の構成

本部長	副知事	春 彦一	幹事	総務局総務部庶務課長	常陸 壮吉
副本部長	都民室長	富田 滋		総務局行政部監理課長	加部 明三郎
委員	清掃本部長	江藤 彦武	民生局保護課長	石川 秀雄	
	総務局総務部長	太田 和男	衛生局総務部庶務課長	芥田 良次郎	
	総務局行政部長	松本 留義	労働局失業対策部失業対策事業課長	氏田 勝恵	
	民生局保護部長	関岡 賢一	経済局通商振興部振興課長	山畑 禄郎	
	衛生局総務部長	小宮山 紀元	建設局計画部総合開発課長	天野 留義	
	労働局失業対策部長	橋本 豊治	建設局公園緑地部管理課長	原明 義雄	
	経済局通商振興部長	坪井 卓	建設局道路部管理課長	田村 幸男	
	建設局計画部長	塩沢 弘	建設局河川部管理課長	滝本 彌右衛門	
	建設局公園緑地部長	森脇 竜雄	建築局指導部管理課長	国生 行雄	
	建設局道路部長	佐藤 九郎	港湾局港営部管理課長	白井 潔	
	建設局河川部長	花房 利市	都民室総務部庶務課長	本藤 巖	
	建築局指導部長	桐生 政夫	都民室総務部観光課長	西田 憲正	
	港湾局港営部長	荻原 貞次	都民室総務部企画主査	伊藤 賢一	
	都民室総務部長	津野 清海	都民室総務部企画主査	遠藤 庄次	
	都民室広報部長	武富 巳一郎	都民室広報部連絡主査	高橋 鉄也	
	都民室公聴部長	菊地 昌直	都民室広報部報道主査	渡辺 祥四郎	
	都民室首都建設部長	佐藤 登	都民室広報部普及第一主査	加藤 憲治	
	清掃本部管理部長	坂田 正一	都民室広報部普及第二主査	石塚 二郎	
	清掃本部作業部長	内山 誠	都民室公聴部管理主査	八巻 善雄	
	水道局下水部長	武田 和吉	都民室首都建設部連絡推進主査	大森 芳太郎	
	交通局総務部長	金子 吉衛	清掃本部管理部庶務課長	梶原 虎彦	
	教育庁社会教育部長	山岸 祐	清掃本部作業部作業第一課長	古谷 定哉	
	教育庁指導部長	野間 忠雄	清掃本部指導課長	中山 正郎	
	警視庁警邏交通部長	手柴 佐八	水道局下水部管理課長	笠原 須恵比古	
	警視庁防犯部長	養老 絢雄	交通局総務部庶務課長	横溝 久安	
	港区助役	小田 清一	教育庁社会教育部社会教育課長	沼沢 武彦	
	文京区助役	伊藤 茂生	教育庁指導部主査	田中 清六	
	品川区助役	小林 誠一	警視庁警邏交通部交通第一課長	鈴木 実	
杉並区助役	菊地 喜一郎	警視庁防犯部防犯課長	菅原 時雄		
江戸川区助役	三井 清一	警視庁防犯部保安課長	片桐 徳永		
		書記	都民室総務部庶務課長代理	新坂 公三	
			都民室総務部観光課長代理	山根 輝雄	
			都民室広報部連絡主査代理	杉山 龍	
			都民室公聴部相談第一主査代理	大浜 信恭	
			都民室首都建設部連絡推進主査代理	本間 繁良	

(出典は表2に同じ)

【表4】 首都美化運動推進協議会委員・幹事名簿

会長	浜口 雄彦	東京銀行頭取 東京都観光事業審議会会長
副会長	平山 孝	全日本観光連盟副会長
	岡松 成太郎	東京商工会議所専務理事
委員	井下 清	東京農業大学教授 東京都観光事業審議会委員
	井手 光治	東京都商店街連合会会長
	徳田 茂	日本赤十字社東京都支部事務局長
	塩沢 常松	東京都PTA総協議会会長
	永岡 末子	主婦連合会常任委員
	宮川 まき	東京母の会連合会会長
	近藤 多恵	都地域婦人団体連合会常任理事
	伊藤 辰男	社団法人善行会理事長
	中村 重治	下谷商店街連合会会長
	岡田 四郎	浅草商店街連合会会長
	保坂 幸治	銀座通連合会会長
	岡 泰助	神田商店街連合会会長
	飯塚 正兵衛	新宿区商店会連合会会長
	小野 重内	公立小学校長会代表
	野口 彰	公立中学校長会代表
	龍野 定一	公民館長代表
	岡安 彦三郎	東京都副知事 東京都観光協会副会長
	春 彦一	東京都副知事
	富田 滋	東京都都民室長
	江藤 彦武	東京都清掃本部長
	与謝野 光	東京都衛生局長
	坪田 正造	東京都建設局長
	本島 寛	東京都教育庁
	古谷 享	警視庁総務部長
	高木 敏雄	杉並区長
	幹事	津野 清海
坂田 正一		東京都清掃本部管理部長
内山 誠		東京都清掃本部作業部長
小宮山 紀元		東京都衛生局総務部長
三木 和臣		東京都建設局総務部長
山岸 裕		教育庁社会教育部長
渡辺 清		警視庁総監室広報課長

(出典は表2に同じ)

ない」「根本的にはゴミを出さないように都の方で啓蒙してもらいたい」などの意見が出された。

昭和29年7月から8月にかけては、婦人団体・学校・会社・官公庁等に依頼してアンケートも実施され、同年11月にその結果がまとめられている。これによると、回答者が汚いと感じている上位のものは「流れない下水」「空地や道路のごみの山」「ごみの浮いている川、池、濠」であり、逆に美しいと感じるものでは「街路樹や花壇のある道路」「掃除の行きとどいた道路」「よどみのない川や濠の風景」が上位となり、都民が街の汚さ、



図9 『東京広報』のグラビア（左：昭和29年6月号 中央：同年10月号 右：同年12月号）

美しさについてどう認識していたのかを垣間見ることができる。なお「街はなぜもっときれいにならないか」の設問に対しては、「都を美しく住みよくするよう、進んで協力する気持が少ないから」「きれいにする気のない人が多いから」の回答者が、「役所が清掃にもっと力を入れないから」を大きく上回っていた³⁶。

運動を企画した側には、公衆道徳を役所が上から働きかけることへの留保がないわけではなかったが³⁷、報告書やアンケートなどの結果を見る限り、これに対する反発などは確認されていない。むしろ都による啓発の促進を求める上記のような反応があったことが、以後の首都美化運動においても公衆道徳の向上をはじめとした啓発活動が一定の比重を占めたことにつながったと考えられる。

昭和30年3月18日には、日比谷公会堂で「街をきれいにするつどい」が開催された。これに区内公立小中学校の生活指導担当教師1名、代表児童・生徒男女各1名、PTA幹部若干名を加えた計2,000余名が参加した。この集会では、区市町村長から推薦を受け審査を経た民間協力者と団体に対し、表彰が行われた（個人75人、団体43）。

ばい煙もまた、「東京の空をきたなくして非常に都市の美しさをそこのう」ものと認識された。その対策については、29年度の前半に資料による調査が行われ、後半には民間団体や官公庁の協力のもとに数次の協議会が開催された。昭和30年1月から3月にかけて実態調査も実施され、その結果もとに、ばい煙防止条例（仮称）立案の準備がなされた。

⑤ 区の実施状況

この運動に際し具体的な活動を実施した区は、千代田・港・新宿・文京・台東・品川・渋谷・中野・杉並・豊島・荒川・板橋・足立・葛飾・江戸川の15区である。いずれも地元保健所・清掃事務所・福祉事務所・警察署等の協力を得て実施され、台東区と渋谷区では2回実施されている。

各区で具体的に実施された内容は、道路の清掃、蚊やハエの退治、側溝・河川・公園の清掃、広告物の指導取締り、雑草除去などであったが、渋谷区のように映画会の開催や、児童や協力団体に対する表彰、モデルゴミ箱の製作・斡旋・指導などを行った区もあった。

(2) 運動の成果とその後

都では、昭和29年12年に実施した世論調査のなかで、「最近、街をきれいにする運動が行われていますが、今年は昨年と比べて、街はきれいになったと思いますか」という項目を設け、運動の成果をはかっている³⁸。これによると、回答者の52%が「きれいになった」を選択した。参考までに、同じ調査の「今年は昨年と比べて、東京の街は静かになったと思いますか」という設問に対して、「静かになった」と答えた回答者は22%であった。騒音対



図10 タイトル



図11 ゴミ箱の下からさなぎをとる



図12 清掃車



図13 鮮魚店の店先



図14 ドブさらい（武蔵野市）



図15 ポスター制作



図16 表彰式



図17 保健所の宣伝カー

策と比べてみても、「街をきれいにする運動」の成果は、都民のなかでそれなりに評価されたようである。

『昭和二十九年度 美化運動の一年』の「美化運動の今後」においては、「首都美化運動は一朝一夕でその目的が達成されるものではない。三十年度は勿論今後相当長い年月にわたり継続して努力せねばその実を挙げえないであろう。…〔中略〕特に三十年度は国際的な催しがあってこの必要が痛感されるが、又この成績の如何は将来オリンピック大会招致にも関係があることを考えあわせるとこの運動の意義の重大であることを痛感させられるのである」とある。昭和30年度（1955）開催予定の催しとは、晴海で開催された第1回東京国際見本市とみられる。このように運動の意義づけにおいては、国際的行事との関連、とりわけ招致活動中であつたオリンピック大会との関連が強調され、運動の長期的継続が要請されている。

ここにあるように、首都美化運動はその後も継続され、昭和30年代には「カとハエをなくす都民運動」として展開した。この運動は、昭和30年6月の閣議決定に基づき、厚生省が「蚊とハエをなくす運動」の3カ年計画を定めたことに呼応して始まったもので、都における実践を計画したのは都民室である³⁹。ここでも二本立ての組織編成がとられ、学識経験者や都民代表、関係局部長によるカとハエをなくす都民運動推進協議会と、関係局課長による同中央実践本部が設置された。また区市町村に対しては、地方事務所・支庁・保健所等を通じて密接な連携がとられることになった⁴⁰。こうして都下でハエ取り紙・ハエ取り器設置の奨励、空き地などへの不法投棄の一扫、地域ぐるみの清掃活動、ポスターの制作や表彰式の開催などが行われた。この運動でも開始に先立って「東京都文化スライド」が作成されており⁴¹、具体的な実践項目をイメージすることができる（図10～17）。都民及び区市町村を巻き込んだこの運動は、30年代を通じて継続的に展開した。

さらにオリンピックを間近に控えた昭和37年、「カとハエをなくす都民運動」を引き継いで、やはり全都運動である首都美化運動が始まり、昭和51年の廃止まで続けられた。この運動の所管は広報室であつたが、広報を担当する部局が管轄する理由は、昭和56年に都が刊行した総括資料によれば、「蚊とハエ撲滅運動を発展的に吸収した運動であること」「普及啓発活動に大きなウエイトを置いていること」と説明されており⁴²、従来の運動との連続性が確認される。この運動の対象に、公衆道徳の育成が含まれていたことは、「はじめに」で既に述べた。また、知事・副知事・各局長等で構成される首都美化推進本部が運動の推進にあたり、民間団体・関係行政機関をも結集した首都美化推進協議会が、団体間の連絡や協議にあつた。このように、都関係者からなる推進機関と、民間団体を含めた協議機関を組織する運営体制は、昭和29年の「街をきれいにする運動」から始まったものである。

この運動は、東京都が長い時間をかけて展開した首都美化運動の、まさに原型を形づくつたものといふことができよう。

おわりに

以上本稿では、東京都における戦後の首都美化運動が、オリンピックの約一年半前に突如として始まったわけではなく、それより前からその必要性が説かれ、実際に昭和29年から都を挙げた事業として始まっていたことを明らかにした。

首都美化運動が全都運動として具現化した契機は、直接的には観光振興上の要請があつた。本稿が扱った昭和29年前後の東京は、戦災からの復興が進む一方、都市基盤整備が増加す

る人口に追いつかず、都市環境が悪化している段階にあった。東京の街は騒がしく、廃棄物やばい煙で汚れ、無秩序な広告物により、美観が損なわれていた。他方、外からの目に耐える首都づくりの必要性が高まったのもこの時期であった。昭和27年4月にはサンフランシスコ平和条約が発効して国際社会への復帰を果たし、さらなる観光業の振興が求められていた。昭和27年5月以降には都のオリンピック大会招致が動き出し、訪都客の視線を意識した首都づくりが一層求められたのである。

とはいえ本稿で明らかにした通り、当該期の財政状況は、大規模な新規事業を展開できる状況になかった。昭和28年に東京都観光事業審議会が提言した、首都美化のためにはまず都民の意識を変えるべきとの主張は、経費をかけずに街を美しくする方法として時宜を得たものとなった。

つまり公德心向上を主眼とする首都美化運動は、直接的には観光振興という文脈から始まったが、その背後には、国際社会への復帰という変化・オリンピック大会招致活動の始動・都政における広報事業の転換・ひっ迫する都財政といった複数の契機が絡み合っていたといえることができる。

本稿では首都美化運動を提案した都民室の位置にも留意した。都民室は昭和26年に設置され、安井都政の目玉事業として多様な広報・公聴活動を展開していたが、その成立経緯と事業内容により議会から厳しい目を向けられていた。だからこそ、観光事業・首都建設事業を所管していたことに加え、多様な広報・公聴手段によって都民との接点を有していた都民室が首都美化運動を引き受けることは、その総合力を発揮し存在意義をアピールする機会になり得たと考えられる。また、首都美化は複数の局に関わる領域ゆえに、特定の事業を専管するのではなく、複数事業の寄せ集めの感が強い都民室が担当することは、都合が良かったと考えられる。これまで都民室については、都におけるトップ・マネジメント機構の変遷を論じる論考のなかで、「都政のブレイン」としてはうまく機能しなかったことが言及されているが⁴³、都の広報事業や首都美化運動の歴史という文脈に置いた場合、また異なる側面が見えてくると考える。

かくて昭和29年「街をきれいにする運動」が、都民室の提案により、都の事業として具体化した。この運動では、公德心といった徳目の向上を都民に働きかけることになったが、史料を見る限り、これに対する都民やメディアからの大きな反発は確認されていない。それどころか運動を通し一定の手応えがあったことが、その後の首都美化運動でも広報担当部局がこれを主導し、世論喚起や公衆道徳の醸成が一定の比重を占めたことに繋がっていったと考えられる。「街をきれいにする運動」は、昭和30年以降は、「カとハエをなくす都民運動」に引き継がれ、さらにこれを継承する形で昭和37年以降の首都美化運動が実施された。

「街をきれいにする運動」の段階では、事業の予算の額も抑えられ、昭和37年以降の運動のように条例の制定や、首都美化を専門に担当する機構の設置を伴っていない。しかし公衆道徳が強調・喚起された点、都の広報担当部局が中心となった点、そして局を超え区市町村その他の協力を得て横断的な組織づくりが行われた点において、首都美化運動の基本スタイルがここで形成されたといえることができる。

最後に残された課題についてだが、本稿では主に都が作成した史料を中心に使用したため、運動の実態や成果については、運動に参加した都民や各種団体の反応をふまえたさらなる検証が必要になろう。また戦後の首都美化運動と戦前の東京市における官製運動や都市美化運

動との連続性は、先行研究でも示唆されているところであるが⁴⁴、本稿でも検討することができなかった。これらについては今後検討されるべき課題として指摘しておきたい。

- 1 東京都生活文化局企画部『首都美化運動資料集』（昭和56年、東京都公文書館所蔵：生文C162〔：以下は請求番号、以下同じ〕）1～10頁
- 2 源川真希『東京市政』日本経済評論社（平成19年）248～250頁
- 3 前掲東京都生活文化局企画部『首都美化運動資料集』。昭和39年から41年にかけて、主管局により資料集が作成されているが（広報室広報部庶務課『首都美化関係資料 1964』昭和39年、同『首都美化関係資料集 1965』昭和40年、『首都美化関係資料集 1966』昭和41年）、同様に37年以前の美化運動に関して言及がない。
- 4 『都政十年史』には、終戦後間もなく、都によって「帝都清浄化運動」が行われ、それ以後も「緑の週間」や公園をきれいにする自主的な運動などが行われたとの記載がある（東京都編『都政十年史』昭和29年、496頁）。報道によれば昭和27年8月に、都清掃事業部と社団法人善行会の主催で、児童や婦人団体による都内各所の清掃奉仕活動が行われ、「首都清掃美化の夕」なども開催されている。この運動は前年度から始まった（『読売新聞』〔都民版〕昭和27年7月30日付）。
- 5 『都市美運動——シヴィックアートの都市計画史』東京大学出版会（平成21年）431～432頁
- 6 「東京都文化スライド」については、東京都編『都史資料集成2 図録東京都政1——「文化スライド」でみる東京～昭和20年代』（平成27年）編者解説、及び太田亮吾「戦後復興期の東京における視聴覚メディアの活用と「東京都文化スライド」」『東京都公文書館 調査研究年報<WEB版>』第2号（平成28年3月）を参照
- 7 「街を美しくしよう」『都政人』昭和29年5月号（昭和29年）38頁
- 8 東京都公文書館所蔵：スライドー48
- 9 昭和20年代の東京の人口は、昭和21年には約70万人、昭和22年には約81万人の増加があったのを皮切りに、毎年30万人から50万人の増加がみられた（「人口の動き（平成28年中）」参考表4、東京都総務局統計部HP <http://www.toukei.metro.tokyo.jp/jugoki/2016/ju16q10000.htm>、平成29年12月26日アクセス）。その結果、ごみと尿の増加が深刻化した。しかしごみの収集は昭和30年代に入るまでほとんどが人力による手車収集で、焼却施設の未整備によりごみの焼却率は昭和32年に至っても全処分量の8.4%に過ぎなかった。また増加する尿の処理は、農地還元・下水道投入だけでは追いつかず、昭和25年から海洋投入も再開されている（東京都清掃局総務部総務課『東京都清掃事業百年史』平成12年、134～143頁）。なお下水道の普及率は昭和28年で12.7%程度であった（都政20年史編さん委員会『東京20年 都民と都政の歩み』昭和40年、870～871頁）。
- 10 東京都総務局企画部『東京都政概要 昭和28年度版』（昭和29年）173頁
- 11 その他の項目は、「2. 外貨獲得国際親善増進の為の国際観光施設の改善」「3. 修学旅行及び一般観光客接遇施設の改善」「4. 多摩地域及び島嶼振興策としての観光事業の推進」「5. 都民レクリエーションとしての観光施策の改善」「6. 観光資源の保護開発と紹介宣伝」である（東京都観光事業審議会『東京都観光事業計画書 昭和29年度』昭和28年、東京都公文書館所蔵：総務E178）。
- 12 『東京大観』（同盟通信社、昭和31年）851頁
- 13 例えば『東京市公報』記載の「我々の公德心」（昭和13年5月31日）という記事は、道路で痰を吐く行為を恥ずべきものとして述べている。また昭和13年10月には、市電市バスの利用者増に伴う不便・不愉快を緩和するために、「車内公德の励行」を促す「市電・市バス内の公德標語」の募集が行われた（「市電・市バス内の公德標語懸賞募集」『東京市公報』昭和13年10月6日）。
- 14 『広辞苑（第一版）』（岩波書店、昭和30年）728頁
- 15 東京都編『東京都政五十年史』事業史Ⅲ（平成6年）407～416頁
- 16 知事室は、昭和24年11月に設置され、能率部と広報部の2部が置かれた（前掲東京都編『東京都政五十年史』事業史Ⅲ、138頁）。
- 17 前掲東京都編『都史資料集成2 図録東京都政1——「文化スライド」でみる東京～昭和20年代』7～8頁
- 18 前掲東京都編『都政十年史』551頁
- 19 前掲東京都編『東京都政五十年史』事業史Ⅲ、140頁
- 20 東京都編『東京都政五十年史』事業史Ⅱ（平成6年）449頁。その後昭和30年6月には外務室外事部連絡第二課が観光課に改組され、全ての観光事務を担当することになった。
- 21 前掲「街を美しくしよう」（『都政人』昭和29年5月号）39～41頁
- 22 「都民室の法的性格について」昭和26年11月5日起案、同年11月1日に春彦一副知事の下命を受け総務局が作成した文書（「都民室の法的性格について」東京都公文書館所蔵：ウ102.02.05所収）
- 23 この解釈の根拠は、地方自治法第158条第1項に規定される総務局の所管事項第4が、「その他他局の主管に属しない事項」となっていたことにある（条文は長野士郎『逐条 地方自治法』学陽書房、昭和28年、438頁を参照）。
- 24 「局設置条例について」（前掲「都民室の法的性格について」所収）
- 25 東京都議会議会局法制部『東京都議会史』第3巻下（東京都議会議会局、昭和35年）9～12頁、附録30頁

- 26 『都政人』の記事によると、都民室が批判される理由には、①議会と磯村英一室長（当時）の折り合いが悪いこと、②知事の直接の相談役として都民室に置かれた参与・調査員制への不満、③予算を使いすぎること、④公聴すなわち都民の苦情処理が議員の領域を侵しかねないことが挙げられている（『都民室勘定書』『都政人』昭和28年4月号、昭和28年）。
- 27 『東京都議会月報』第6巻55号（昭和28年2月）19～20頁
- 28 富田は昭和6年東京帝国大学政治科卒、戦前は東京市において記念事業や体育関係の係長を歴任、オリンピック招致にも関与した。昭和24年11月都総務局人事課長、昭和27年11月人事部長を経て、昭和28年6月、初代室長・磯村英一にかわって室長に就任した（東京都新聞社編『ぶろふいる集』昭和29年、29頁）。
- 29 『東京都新聞』第437号、昭和28年12月15日付
- 30 『東京都新聞』第439号、昭和29年1月5日付
- 31 『東京広報』昭和29年1月号（昭和29年）
- 32 「【総務委員会】1. 都民室関係（二）昭和29年度東京都歳入歳出予算（新規経費）」（東京都公文書館所蔵：328. B3. 11）
- 33 前掲東京都議会議会局法制部『東京都議会史』第3巻下、1094～1101頁、附録55頁
- 34 「【庁議】「街をきれいにする運動要綱」（案）（首都美化運動）」（東京都公文書館所蔵：328. A6. 11）
- 35 刊行年は明記されていないが、内容から運動終了（昭和30年3月）後ほどなくして作成されたものと推測される（東京都公文書館所蔵：政策C004）。
- 36 東京都都民室公聴部『首都美化アンケート』（昭和29年11月、東京都公文書館所蔵：政策C003）
- 37 例えば富田滋都民室長は、昭和29年刊行の文献において、「社会道徳というのは役所などが、こうしろ、ああしろというのは全くよろしくない。しかし最近の都民は頭からガンと取締らねば他人の迷惑も考えずに自分勝手にいろいろの事をやる傾向がある」と述べている（小林文男『都政問答』黄土社、昭和29年、149～150頁）。
- 38 東京都総務局企画部・地方自治世論調査会『東京都政についての世論調査』昭和30年1月（『世論調査 第1回～第5回』東京都公文書館所蔵：政策C213所収）
- 39 昭和31年12月に都民室・外務室が統合されて広報渉外局が成立すると、この運動の担当は同局が引き継いだ。さらに昭和35年7月、機構改革によって局相当の広報室が新設され、運動を引き継いでいる（東京都『東京都職制沿革』平成3年）。
- 40 東京都総務局総務部企画課『都政概要 1956』（昭和32年）155頁、「【庁議】かとはえをなくする運動について」（東京都公文書館所蔵：328. A7. 04）
- 41 「蚊とハエをなくしましょう」東京都文化スライド第36輯（昭和30年6月）（東京都公文書館所蔵：スライドー100）。昭和30年6月の閣議決定に先立って、各都道府県では蚊とハエの駆除対策のモデル地区が設定されていた。都でも昭和27年以降モデル地区が設けられ、定期的な駆除作業や住民への教育指導などが行われた（東京都編『東京都衛生行政史』昭和36年、389～394頁）。スライドはその様子を写したものとみられる。
- 42 前掲東京都生活文化局企画部『首都美化運動資料集』2頁。昭和37年4月1日、本格的に首都美化推進にあたる組織として、広報室広報部管理課に首都美化係が新設された（東京都広報室広報部管理課『広報室事業概要 昭和37年度版』昭和37年、東京都公文書館所蔵：政策C282）。
- 43 進藤兵「第2章 都庁におけるトップ・マネジメント」（御厨貴編『シリーズ東京を考える3 都庁のしくみ』都市出版、平成7年）
- 44 前掲源川『東京市政』、石坂友司「第3章 東京オリンピックのインパクト」（坂上康博・高岡裕之編『幻の東京オリンピックとその時代』青弓社、平成21年）

【講座報告】

「独立70周年—練馬区誕生への軌跡」講演会

東京都公文書館 史料編さん担当

工藤航平・西木浩一

首都大学東京オープンユニバーシティ講座

東京都公文書館 史料編さん担当

小野美里・太田亮吾・齋藤洋子

はじめに

当館は今年、2つの講座を行った。一つは、6月24日（土）から8月15日（火）まで開催した、練馬区立石神井公園ふるさと文化館との共催展示「独立70周年—練馬区誕生への軌跡」の関連イベントの講演会として2回、もう一つは、首都大学東京オープンユニバーシティ講座として4回行われた。本報告は、各講演者から講演概要等を紹介する。

【講座の内容と担当者】

〈「独立70周年—練馬区誕生への軌跡」講演会〉

7月2日（日）「地域が支える近代練馬の学校」 工藤航平

8月6日（日）「史料でたどる練馬の歴史～東京の行政区画の変遷早わかり」 西木浩一

〈首都大学東京オープンユニバーシティ講座〉

～江戸・東京の「まち」と「ひと」シリーズ～

昭和の「東京」はこうだった！東京都が写したスライド画像で見る戦災復興から高度成長

8月22日（火） 第1回「時代の概観と東京の政治行政」 源川真希

8月29日（火） 第2回「街では子どもたちが遊んでいた

—昭和20年代・30年代の子どもの生活—

小野美里

9月5日（火） 第3回「変わる東京

—東京オリンピックと首都改造—

太田亮吾

9月12日（火） 第4回「失われた東京の風景

—水辺・山村の風景を中心として—

齋藤洋子

本報告は、当館職員の報告であるため、8月22日の源川真希首都大学東京教授（都市教育学部 人文・社会系）については掲載していない。

〈「独立70周年—練馬区誕生への軌跡」講演会〉

●史料でたどる練馬の歴史～東京の行政区画の変遷早わかり

西木浩一

はじめに

昭和22年（1947）8月1日、練馬区は板橋区から分離独立し23番目の区として誕生した。平成29年はこの独立から70周年の記念すべき年に当たった。これを機に、練馬区立石神井公園ふるさと文化館と東京都公文書館は企画展「独立70周年—練馬区誕生への軌跡」を共

催した。本稿は、その関連講座の第2回目として平成29年8月6日に開催された標記の講座の概要を記すものである。

この講座では、企画展で設定した6つのコーナーの内、「1江戸時代の練馬地域－母胎としての村々」、「2明治の東京－行政区画の移り変わり」と練馬地域」、「6練馬区の分離独立」を取り上げ、各コーナーで展示した資料について解説していった。当日配布したレジュメにサブタイトルとして「東京の行政区画の変遷早わかり」と記したように、江戸以来の都市域の拡張と、近代以降の行政区画変遷の中で、練馬区の独立を位置づけようとするものであった。

1 江戸時代の練馬地域－母胎としての村々

現在の練馬区域は江戸時代後期には次の村々から構成されていた。

豊島郡 下練馬村・上練馬村・中荒井村・中村・谷原村・田中村・田中新田・上石神井村・下石神井村・関村・竹下新田・下土支田村・上土支田村・上板橋村（一部）
新座郡 小樽村・橋戸村・上新倉村（一部）

この地域には川越街道・青梅街道・大山街道などが貫通しており、地域の生活と広域的な物資流通を支えるとともに、参詣・娯楽の行動文化を育てていた。さらに武蔵野台地の豊かな湧水が生み出す溜井や池の景観も地域の魅力を高め、この地域の村々には、江戸近郊の名所も誕生していった。

このような地域的特質を「東都近郊図」「江戸傍近図」などの絵図と、「江戸名所図会」「武蔵野古物」などの名所案内記、その他の随筆・地誌から紹介した。



図1 三宝寺池とその周辺（「武蔵野古物」）

2 明治の東京－行政区画の移り変わり」と練馬地域

明治政府は新たな中央集権的な国家の実現を図るため、その支配の基礎となる地方のあり方について模索を続け、明治中期にかけて度重なる地方制度の改革が実行された。その結果として行政区画のめまぐるしい変更が続いた。ここでは、これらの地方制度の流れの中で、練馬区域の村々がどのような移り変わりを示したのかを探っていく。

(1) 慶応4年（1868）7月 「三治の制」

慶応4年（1868）7月、新政府は駿河国以東の13ヶ国に府・藩・県を置く「三治の制」を適用し、ほぼ旧町奉行支配地に東京府が成立した。練馬地域を含む江戸周辺の村々は、元代官の松村忠四郎らが武蔵知県事として継続して支配していくことになった。しかし翌明治2年に武蔵知県事が廃止され、小菅・大宮・品川の3県が置かれると、練馬地域の多くの村々ははじめ小菅県に、次いで品川県に編入された。

(2) 明治4年（1871）11月以降 廃藩置県に伴う府県の設置

明治4年（1871）7月、廃藩置県の詔書が出された。同年11月には全国の県の統合整理が進められ3府72県1使となる。このとき、それ以前の東京府・品川県・小菅県を廃止統合し、新たに東京府が設置され、翌年にかけて豊島郡・荏原郡・多摩郡・足立郡・葛飾郡の350余町村を編入する。練馬区域の村々もこの時東京府に編入となった。なお、新座

郡に属した小樽村と橋戸村は入間県に入り、明治6年6月、熊谷県に編入される。

(3) 明治7年(1873)1月 大区小区制の再編成

明治4年(1871)の戸籍法をうけて、戸籍事務を行う必要から大区小区制という地方制度が導入されたが、明治7年(1874)1月にはその再編成が実施され、東京府は朱引内を6大区、朱引外を5大区に分け、そのもとに103の小区が設けられた。練馬区域の村は図2のように第8大区7小区と第8大区8小区に分属した。

(第8大区7小区)

下練馬・上練馬・中新井・中・谷原・田中

(第8大区8小区)

下石神井・上石神井・関・竹下新田・下土支田・上土支田

また小樽・橋戸の両村は熊谷県下にあつて第2大区7小区に属した。

(4) 明治11年(1878)7月 郡区町村編制法

明治11年(1878)7月、郡区町村編制法が公布された。この法律は府県の下の方単位を郡区町村と定めたもので、大区小区制は廃止された。東京の市街部には15区が設置され、周辺農村部には6つの郡が置かれた。練馬区域の村々は北豊島郡に属することとなった。なお、小樽・橋戸の2村は埼玉県新座郡に編入された。

(5) 明治22年(1889)5月

市制・町村制に伴う統合整理

近代日本の地方自治の基本を定めた法律、市制・町村制が明治21年(1888)4月に公布され、翌年4月以降地域の実情に即して順次施行されていった。これに伴い強力な自治体を造成するため町村大合併が断行された。明治22年5月、従来の15区を範囲として東京市が成立、周辺6郡389町村は85町村に統合整理された。練馬区域は次の4ヶ村となった。

◇下練馬村 ◇上練馬村（上練馬村+下土支田村） ◇中新井村（中新井村+中村）

◇石神井村(上石神井村+下石神井村+関村+上土支田村+谷原村+田中村+竹下新田)

また小樽村と橋戸村は明治22年4月に合併して、埼玉県新座郡樽橋村となる。

(6) 明治24年(1891)9月

大泉村の成立と北豊島郡への編入

明治24年(1891)9月、埼玉県新座郡樽橋村と同郡新倉村長久保、及び豊島郡石神井村の大字上土支田をあわせて北豊島郡大泉村が成立した。はじめ橋戸・小樽・土支田から1字ずつ採って戸樽田村とすることが検討されたが、



明治7年1月(大区小区制再編)
図2 大区小区制時代の練馬区域



明治22年6月(市町村制施行)
図3 市制・町村制の施行と練馬区域の村々の統合



明治24年9月(大泉村編入時)
図4 大泉村の成立と北豊島郡への編入

弁天池の豊かな湧水が白子川を流れ、この地域を潤していることにちなんで大泉村に決定したという。

こうして後に板橋区を構成し、その後分離独立して練馬区を形成することになる村々が揃ったことになる。

3 練馬区の分離独立

20世紀を迎えた東京では、東京市15区を取り囲む農村部の都市化と人口増加が著しく進んだ。こうした都市域の急速な膨張に対応して、昭和7年(1932)10月1日、周辺5郡82町村を東京市に編入、新たに20の区が新設された。この時、現在の練馬区域の町村は新設の板橋区に含まれていた。

しかし、図5からも明らかなように、東京市15区全体に匹敵する広大な面積を有する板橋区にあって、その区役所が区域の東端に位置する旧北豊島郡役所に設置されたことから、板橋区域の西部にあたる現練馬区域の住民を中心に、区役所の位置をめぐる住民の運動が組織的に行われるに至った。こうした動きは、練馬派出所と石神井派出所の設置という成果をもたらしたが、そこでの取扱事務は限定されたもので、現練馬区域住民の不満を解消するには至らなかったのである。

昭和18年(1943)7月、東京都制が施行されると、初代都議会議員に当選した加藤隆太郎氏は、翌年の都議会で質問に立ち、練馬・石神井派出所を合わせた一区独立を提言した。この動きに併行して練馬区設置期成



図5 35区時代の東京市

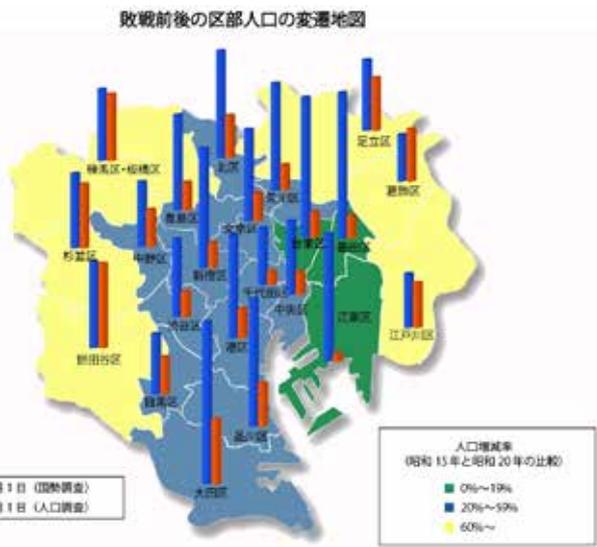


図6 敗戦前後の区部人口比較グラフ

会が結成され、継続的な運動と世論喚起の体制が整備された。しかし、戦局が悪化する中で内務省は行政区画の見直しを凍結、練馬区独立の課題は戦後に持ち越されることとなった。

新生民主国家の基礎を支える地方自治体を確立し、戦災でくずれた人口バランスを回復するため、35区の内いくつかの区を統合することが、戦後当初の課題となった。

昭和22年(1947)3月15日、35区が22区に統合された。図5と図6を見ていただくと、戦災による人口減少の著しかった区域で統合が進められたことがわかる。こうした統合を優先させる流れの中で、この段階では練馬区域は板橋区に含まれたままであったが、戦前以来の練馬分離独立を求める粘り強い取り組みは着実に成果をあげ、22区成立直前の3月12日、東京都長官は板橋区長に対し練馬支所管轄区域の分離独立を区会に提案するよう指示を下し

ていた。これを受けてこの年8月1日、ついに念願の新練馬区が誕生し、現在に至る東京23区が成立したのである。

むすびにかえて

71,314 → 15,859 → 3,472 → 1,718

何の数字と思われるだろうか。これは市町村の数である。

まず市制・町村制にともなって実施された「明治の大合併」により15,859に減少した市町村数は、戦後の町村合併促進法（1953年）・新市町村建設促進法（1956年）に基づいた「昭和の大合併」により、3,472にまで激減した。

その後も市町村合併への動きは継続したが、平成7年（1995）の地方分権一括法により合併特例法が改正され、同時に合併自治体への手厚い財政支援が果たされる一方で、地方交付税の削減が行われ、このいわゆるアメとムチによる合併推進策の下で「平成の大合併」が進行した。この結果、市町村の数は現在1,718まで減少している。

こうしてみると日本の近代史は、国に主導された、住民にとってもっとも身近な基礎自治体の合併の歴史であったということが出来るかもしれない。その一方で、住民の自律的共同性に基づいた住民自治をどう保障していくかという議論もさかんに行われている。

70年前に実現した区の分離独立という練馬区域住民の動向に注目し、そこに結実していくことになった歴史的要因とあわせて考察してみることは、自治体のあり方、住民自治とは何かを問う、すぐれて今日的な課題につながるものとはいえないだろうか。

●地域が支える近代練馬の学校

工藤航平

はじめに

学制が頒布された明治初期、江戸時代以来の家塾（寺子屋、手習塾、私塾など）を起源としたわずか十数校の初等学校をもって、練馬区域の学校教育は出発した。政府は学校教育の近代化を推し進めたが、実際の対応やその後の展開は地域によってさまざまであった。

そこで、本講演では、地域・行政・学校に残された多様な資料を通じて、練馬区域の風土や産業、人びとの暮らしとともに発展し、そして地域の人びとによって支えられてきた学校教育の姿を探る。

1 家塾開業願書にみる「学校の歴史、

まず、練馬区域の学校の歴史を解き明かすにあたり、行政文書、地域資料（「家」文書）、学校資料という3つの史資料の特性について、豊溪小学校の起源となった下土支田村の加藤政八塾を事例にみる。

現在、学校の記念誌等でその歴史を語る際、全国的に個別の家塾に関する史料がほとんど残されていないなかで、明治初期に東京府管下であった地域では、「家塾開業願書」「家塾明細帳」（行政文書）や学校沿革史（学校資料）が頻用されている。前者は、明治5年（1872）の学制頒布に際し、東京府が管下の私立学校や家塾に対して、教育状況の明細調書や、今後も継続する場合は改めて開業願書を提出させたものである。

下土支田村の加藤政八塾の「家塾開業願書」「家塾明細帳」については、現在、明治6年6月に東京府へ提出された正本（東京府文書、東京都公文書館所蔵）のほかに、それ以前に塾主が作成して副戸長のチェックを受けた原案（小島家文書、練馬区立石神井ふるさと文化館所蔵）や、同年8月に東京府が許可印を押して返却した副本（同）が地域に残されている。

また、大正7年(1918)に再編集された豊溪小学校の学校沿革史(豊溪小学校所蔵)にも、同塾の「家塾開業願書」「家塾明細帳」の一部が写しとして収録されている。



加藤政八塾の家塾開業願書(「開業願書・20号」請求番号606. C4. 21 / 38)

原案と正本を比較すると、教師給料や学科の内容に大きな違いがあることに気づく。両者の差異は、原案のチェックを踏まえて正本を作成する段階で、副戸長・戸長個人の考え、もしくは政府や東京府の意向を付度して練り直したことによると推察される。簡単にいえば、塾主の認識(原案)はあくまで江戸時代より続く私的な「塾」であるのに対し、東京府の認識(正本)は近代的な教育政策を実現する「学校」であったといえることができる。

一方、学校沿革史をみると、「家塾開業願書」の原案の写しのあとに「家塾明細帳」の原案を部分的に引用している。これは、大正7年段階では東京府文書の閲覧は不可能であり、参照可能であった地域資料をもとに再構成したためであろう。学校の公式記録では、史料的制約から、差異を確認することなく学校の歴史が確定され、長らく伝えられてきたのである。

以上、一つの学校に関する「家塾開業願書」「家塾明細帳」の比較検証からは、頻繁に利用される正本の史料的特性と利用上での注意点が明確になるとともに、塾主、副戸長・戸長(地域の行政担当者)、東京府(国の地方官)の間で、立場によって学校教育に対する認識の差異が存在していたことが明らかとなった。また、学校の歴史を語る際、どの史料を利用するかによって、その伝わり方に違いがあり、地域の歴史の評価にも関わることがわかる。

2 地域が支えた学校

ここでは、明治前期、経済的に学校の設立・維持が困難な時代において、学校が地域によって支えられていたことを史料をもとにみる。

この時代、学校を運営・維持するための資金は、官費による支給はなく、町村レベルで徴収した民費(協議費・町村費)や有志の寄附、資金運用の利潤、生徒の授業料で賄われていた。明治12年の郡区町村編成法に伴って、八大区七小区の10ヶ村組合から単独村による運営へ変更された直後の練馬学校を例にみると、地価割で徴収した学校費が約70%、資本金の利子収入と授業料が約15%ずつという割合となっている。

一方、大規模な資金を必要とする学校の建設においては、明治12年の豊石小学校の事例をみると、富裕者による寄附が行われた。地域資料では個人に対する東京府からの褒状のみが残されているが、東京府の行政文書を見ると、それ以外にも多くの寄附者がいたことがわかる。また、金円の寄附のほか、「寄付人夫」と呼ばれる建築労働力の無償提供も広く行われた。

次に、資金運用であるが、練馬区域では①学田の運営、②教育奨励会基金の積立、③旧品川県社倉穀代払下金の運用が確認できる。

学田とは、払い下げを受けた官有地を開墾し、土地の賃料や収穫物を学校資金に充てたものである。例えば豊玉小学校の学田は、明治9年に開校した際に基本財産として払い下げら

れ、村民の協力で6年かけて開墾された。その後、土地区画整理の際に学田公園として東京市へ寄附され、現在でも地域住民に親しまれている。

旧品川県社倉穀代払下金とは、旧品川県が凶荒等に備えて管轄町村に供出させた米穀の代金を、町村が学校資金として活用するために下げ渡したものである。練馬区域のうち、旧品川県管下にあたる第八大区八小区の6ヶ村では、豊島学校（現・石神井小学校）建て増しの営繕費に充て、残金を貸付金として運用し、その利子を学校費用の補助に充てるなどした。

また、大正期の豊溪小学校の備品台帳（豊溪小学校所蔵）をみると、卒業生寄附、学校後援部の購入品、農業品評会の賞品のほか、機関汽車模型や衛生戸棚が個人から寄贈されていることがわかる。別の小学校では、明治20年頃に唱歌が授業科目に加わると、楽器購入のため、校長自らが奉加帳を廻して寄附を募ったという。

以上のように、地域の児童が通う小学校は、さまざまな面で地域住民によって支えられていたことがわかる。学校に対する認識は個人人で多様ではあろうが、学校が地域の拠点として位置づけられ、まさに地域とともに歩んだようすを窺うことができる。

3 練馬区域の地域的特性と学校教育

最後に、練馬区域の地域的特性のなかで存在した学校教育について、当時の史料から実態を伺う。

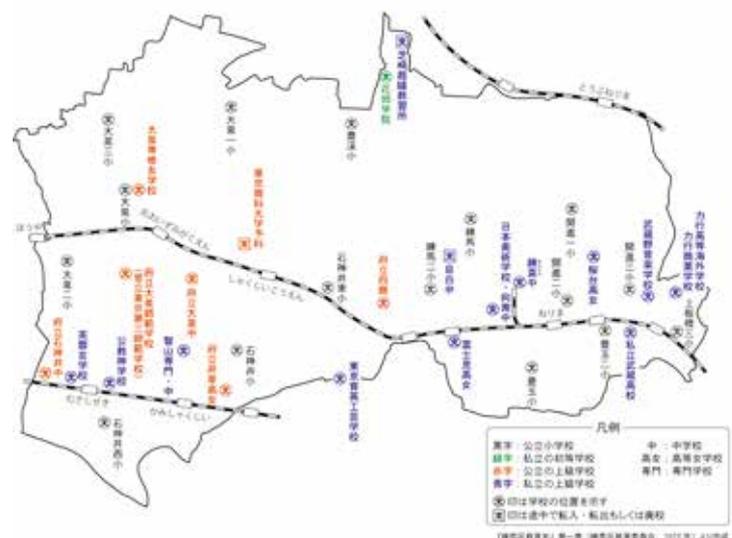
東京府は就学率が伸び悩むなか、実質的に江戸時代以来の家塾と変わらない私立学校を統制し、公立小学校の補完に充てた。明治13年に北豊島郡の私立学校35校で私学組合が結成されたが、練馬区域の5校は全て変則科であった。変則科とは、読書、算術、習字のうち1ないし2科目程度が可能なものを指し、そのカリキュラムは江戸時代由来のテキストを利用している。

豊関小学校では、就学状況は明治10年代でも不就学率が高く、親の求める知識と制度との差を示している。その顕れの一つが、地域の実情をふまえた休業日の変更である。変更の理由は、「蚕業ノ発達ニ伴ヒ」「農業米片付」「大小麦収穫」「稲秧植付」の繁忙期に、作業従事により長期欠席者が多数存在するため、生徒の学力差が生じないように、一斉休校が計画されたことにある。行政・学校側も児童を継続して就学させるため、やむを得ない措置であったといえよう。

昭和10～20年代の練馬区域の学校分布図をみると、中央やや南を東西に貫く武蔵野鉄道武蔵野線（西武池袋線）、南西部を通る西武鉄道村山線（西武新宿線）沿いに集中していることがわかる。これは、鉄道敷設による都市化・宅地開発と通学の利便性向上が理由である。特に、関東大震災に伴う人口移動など、鉄道沿線で急激な人口増加が進み、小学校の校舎増築や大規模化だけでなく、遠方からの通学者を見据えた高等教育機関の創設もみられた。

一方、練馬区域北部は耕作地や森林が広がっており、風致地区にも指定されるなど武蔵野の風景をとどめていた。東京市神田区の小児科医である花岡和雄は、身体虚弱児童の養育を

昭和10～20年の学校分布図



目的に、自然のなかで校外学習や自由な時間を多く取る教育を実践するため、上練馬村大字下土支田村に約1万坪もの広大な土地を取得し、花岡学院を創設した。豊かな自然を有するこの地域に目がとまったのであろう。

また、小学校を出た女性の教育にも目が向けられると、裁縫を教授する芝崎裁縫教習所や、大泉実業補習学校女子部を独立させた大泉専修女学校などが設立された。

おわりに

練馬区域は、明治から現代にかけて目覚ましい発展を遂げ、その姿を大きく変え続けている。その一方で、地域によって歴史的展開は様ではなく、それぞれ固有の変遷を辿ったといえよう。学校教育においても、練馬区域ではその風土や人びとの暮らしの特性を反映して、各種の学校が設立されたり、独自の運営がなされたのである。そして、地域住民に支えられながら、地域の拠点として、現在まで受け継がれてきたといえよう。

<首都大学東京オープンユニバーシティ講座 ～江戸・東京の「まち」と「ひと」シリーズ～

昭和の「東京」はこうだった！東京都が写したスライド画像で見る戦災復興から高度成長>

●第2回：街では子どもたちが遊んでいた ―昭和20年代・30年代の子どもの生活―

小野美里

はじめに

この回の講義では、「東京都文化スライド」（以下、「文化スライド」とする）のなかから、オリンピック東京大会以前までの時期を対象として、子どもの姿が写ったものを中心に、なるべく多くのスライドを紹介した。それらを通じ、当時の東京が抱えていた問題、子どもたちを取り巻く社会状況、オリンピック準備に子どもたちがいかに関わったかについて理解することを目指した。以下、その概要とスライドの一部を示したい。

1 戦後の混乱と東京の子ども～昭和20年代前半～

ここでは文化スライドの製作が始まる以前の子どものめぐる状況を概観した。終戦前後の東京は、多くの戦争孤児・「浮浪児」が集まる場であった。彼らは行政の保護が十分行き届かない状況のなか、過酷な暮らしを強いられた。学校に通うことのできた子どもたちも、多くは戦災に伴う学校施設の不足により、青空教室など不正常な環境の下で授業を受けることとなる。GHQ/SCAPによる占領下、従来の教育の否定と制度の改編が行われ、義務教育年限も6年から9年に改められた。これに伴う学齢児童・生徒の増加は、引揚や他県からの流入による人口増と相まって、学校施設の不足に拍車をかけ、その復旧が急がれた。



学校給食
(第7輯「東京の教育」昭和27年12月)



子供都議会
(第28輯「清ちゃんの日都知事」昭和29年10月)

2 復興と建設のはざまに生きる～昭和20年代後半～

この時期製作された文化スライドには、二部授業・「すしづめ教室」、学校給食、課外活動、水上小学校といった学校内の様子が写されている。さらに紙芝居や児童遊園の様子を写したスライド、少年の不良化を扱

った作品などがみられる。また注目すべきものとして、子供都議会（児童・生徒が都議会を模擬体験するもの）の様子を写したスライドがある。昭和24年から年1回開催された子供都議会では、子どもたちの視点から都政への様々な提言がなされたのである。

以上のように当該期の文化スライドからは、教育領域において民主化が進み、新しい制度の下に生きる子どもの姿が見られると同時に、いまだ戦後の混乱が収束しないまま膨張する東京において、子どもたちが置かれていた厳しい状況についても知ることができる。

3 経済成長と近づくオリンピック～昭和30年代～

この時期の文化スライドが扱うのは、郊外の著しい人口増と通勤難、無くならない二部授業、産業の集中に伴う公害の深刻化、交通混雑に伴う路上の危険などである。経済成長に伴い全体として人々の生活が豊かになる一方、学校施設の不足は解決せず、子どもが遊ぶ屋外環境の悪化も深刻の度を増していた。

昭和29年（1954）から始まった都を挙げての首都美化運動は、39年のオリンピック東京大会が近づくにつれ本格的に展開し、子どもたちは清掃活動への参加や学校におけるポスター制作という形で関わった。文化スライドでも、首都美化を呼びかけるものや、自分勝手な行動・不衛生な行いを戒めるものが製作されている。

さらにこの時期、オリンピック東京大会に対し、子どもをはじめとする都民全般の関心・協力を呼び込むために、「オリンピックの話」（第79輯、昭和34年）、「オリンピックの施設」（第85輯、昭和34年）、「東京オリンピック二十種目」（第111輯、昭和36年）、「近づく東京オリンピック」（特集、昭和38年）といった一連の文化スライドが作られた。

まとめ「文化スライド」に写された東京の子ども

文化スライドには、学校施設の不足、遊び場不足、屋外環境の悪化、覚せい剤・青少年問題など、戦後復興から高度経済成長へ向かう時代の東京が直面した、子どもを取り巻く様々な課題と対策が映し出されている。そこから見えてくるのは、都市としての基盤が整わないまま高度成長を迎え、様々な社会矛盾が表出するなか、いかに子どもが育つ環境を整えるかが、都政の重要な課題の一つであったということである。

この時期の子供都議会の開催や、都民運動の展開など、子どもに対し都政参加を促す行政の動きも注目される。オリンピック後の都政を概観すると、昭和42年（1967）からは「革新都政」といわれる市民との対話や住民参加を重視する都政に転換する。こうした都政の誕生と、これに先立つ時期に子どもを含めた都政参加が促進されたこととがどう関係するのか、今後検討すべき課題であろう。



路上での遊び
(第67輯「ぼくらの遊び場」昭和33年1月)



ポスター制作
(第72輯「川をきれいに」昭和33年6月)

●第3回：変わる東京 —東京オリンピックと首都改造—

太田亮吾

はじめに

本講義では、文化スライドのなかから、昭和39年（1964）に開催されたオリンピック東

京大会（第18回オリンピック競技大会）を主題とするタイトルや大会準備事業と対応した内容の画像を使い、オリンピックを契機に都市の改造が進む東京の情景を振り返った。

1 スライドを活用すること

東京都公文書館では、文化スライドをこれまで複数の媒体・方法で活用してきた。

まず、館の刊行物である『都史資料集成Ⅱ』の別編として、厳選したタイトルのフィルム画像をまとめた図録を2冊作成した。その際、各タイトルの収録画像に関する注釈や映写中に読み上げる台詞などがまとめられた付属の「スライド解説書」もあわせて掲載し、各タイトルの構成や内容がたどれるようにした。

続いて、平成28年度と平成29年度にはスライド画像のパネル展示を主体とした企画展を実施した。ここではスライド制作当時の東京の風景や社会状況がわかる画像を抜き出し、写された対象や場所などの観点からそれらを分類して展示した。また、これと並行して館のSNS（Facebook および Twitter）掲載の記事でも、スライド画像を取り上げたことがある。

今回の講座は以上の事例を経たうえでおこなったが、ここまでの実践により、文化スライドには大まかにわけるとふたつに整理することのできる活用の仕方がみえてきた。

第一が、文化スライドをタイトル単位で扱う場合である。ここでは、ひと連なりとなっている画像をひとつのまとまりとして捉え、これにより構成される文脈を把握することになる。その際、スライド解説書もあわせて一体のものとして理解することができる。図録の編集では、以上の視点がふまえられているといえる。

これに対して、スライドフィルムの各コマを単体の画像記録として捉える視点が、第二に挙げられる。企画展に顕著だが、元のまとまりから任意の画像が抽出され、例えばかつての東京の風景を伝えるものという具合に新たな分析の視点から各画像が捉え返される。第一の活用と比べるならば、こちらは写真資料一般としての取り扱いに近づくとと思われる。

文化スライドを担当講義で用いるにあたっては、これらふたとおりの方法をとることに取り入れた。

2 文化スライドの再現上映

昭和34年（1959）のIOC総会でオリンピックの東京開催が決まると、都は大会準備に向け、後述する競技施設や交通網の整備を分担したほか、オリンピック機運を高めるための宣伝や民泊など宿泊施設の確保による外国人観光客の受入れを実施した。

講義では、まず以上を概説したうえで、文化スライド1タイトルを全編上映した。使用したのは、昭和38年11月製作の「近づく東京オリンピック」である。

その際、平成29年度の企画展にあわせて作成した動画コンテンツを流用した。これは、文化スライドの画像を連続的に収録し、スライド解説書記載の台詞をナレーションとして加え動画化したものである。表示画像のコマ送りで映写機によるそれを模した演出を施すなど、スライド制作当時の映写環境を疑似的に再現したつくりとなっている。

「近づく東京オリンピック」は、大会開催の前年に製作されたスライドであり、同時期に



駒沢オリンピック公園総合運動場の建設
(特集「近づく東京オリンピック」昭和38年11月)



道路の拡幅工事（世田谷区池尻）
(特集「近づく東京オリンピック」昭和38年11月)

おこなわれていたオリンピック準備事業が取り上げられている。付属するスライド解説書では、都内各所で道路や競技施設などの工事が進められていることは市民にも広く知られているが、各事業の役割や相互の関連性に対する認識は不十分だとされており、その促進をはかるところにスライド製作のねらいがあると説明している。

その内容は、(1) スライド製作の直前に開催されたプレオリンピック（東京国際スポーツ大会）の紹介、(2) 競技施設の整備状況および(3) オリンピック関連事業となる道路整備の解説、(4) 大会開催都市の市民に見合ったマナー向上の呼びかけという流れで構成されている。オリンピックが主題であることを示す(1)の導入部に続き、(2)では明治公園や駒沢オリンピック公園の各建設現場が、(3)では競技会場間の連絡などのため「オリンピック関連街路」として整備された環状7号線や放射4号線（青山通り・玉川通り）の工事風景が並べられ、結びとなる(4)に至る。

このように本スライドでは、同時代の身近な風景である各所の工事現場がオリンピック準備という「全体像」を構成する断片としてつなぎ合わされ、見る側の理解を深めるつくりとなっている。そのうえで、オリンピックにふさわしいとされる振る舞いを市民に求める内容で話は締め括られており、スライドを製作した当時の東京都がモラルの「低さ」を解決すべき課題と認識していたことがあわせて読み取れる。スライドを通して上映することで、東京都自身が東京の現状と展望をどう捉え描こうとしたかが、みえてくるのである。

3 スライド画像の再構成

「近づく東京オリンピック」では、準備事業が単に大会開催に向けたものだけではないことも強調されている。この点について、解説書ではこれらが東京の都市機能の改善につながるものと説明している。

このとき東京都がオリンピック準備と関連させて取り組んだ事業は、道路整備のほか、地下鉄など公共交通網の充実や上下水道の整備、都市の美化清掃、ゴミ収集事業の改善など多岐にわたっている。これらはオリンピックの開催決定以前から課題として認識されていたものであったが、オリンピック準備を梃子にして解決がはかられた。

講義では、その具体例として先の上映スライドの内容とも対応する道路整備に焦点をしばり経過をまとめた。文化スライドには道路建設や都市計画を取り上げたものがあり、東京の急激な人口増加、これにともなう自動車需要の拡大と交通網の悪化、そして幹線道路の整備や立体交差などによる改善の過程を写した画像が散見される。これら複数タイトルから関連画像を集めて並べ直すことで、大規模な整備が必要とされた背景と事業の推移をたどった。

おわりに

スライドは大勢の聴衆に向けて使うことが前提となっているため、館所蔵資料のなかでは比較的今回のような講義形式の場面でも扱いやすい特性を持つ資料だといえる。しかし、その方法論については未だ十分に整理できておらず工夫の余地が残されていると思われる。引き続き実践例を積み重ねることで、さらなる活用の幅を広げてゆきたい。



首都高速4号線の建設（赤坂見附）
（特集「近づく東京オリンピック」昭和38年11月）



道路の混雑を説明するスライド
（第44輯「首都東京の建設」昭和31年2月）

●第4回：失われた東京の風景 ―水辺、山村の風景を中心として―

齋藤洋子

はじめに

戦後復興の中で東京の風景は大きく変貌した。文化スライドに写った、水辺の情景、内湾漁業、西多摩地区の山間部の生活様式など、現在では見ることの出来ない風景を紹介しながら、失われた東京の姿を検討した。

1 東京の水辺

(1) 戦後水辺の果たした役割

東京の水辺が、戦後の復興期に果たした主な役割として、①東京大空襲など戦災で生じた残土の処理、②交通路としての活用、③戦災復旧事業における復興資材の供給、の3点をあげ、戦後の東京の復興において水辺が大きな役割を果たしたことを指摘した。

(2) 風水害による河川の氾濫

昭和20年代前半、台風が立て続けに都下を襲い、大きな被害をもたらした。特に低湿地である江東方面の被害は甚大で、これらが契機となり、戦争によって中断されていた中川放水路の計画が再検討され、24年（1949）に工事を再開、38年（1963）に完成した。放水路の完成は、失われた水辺の風景という意味合いとは異なるが、当時東京都にとって水害対策は深刻な問題であり、いくつもの文化スライドにも取り上げられていることから、水辺の変化の一端として紹介した。

(3) 陸上交通機関の発達と水上交通機関の衰退

昭和20年代から30年代へと進む中、陸上交通機関が発達していく一方で、水上交通機関は衰退していった。かつて、人々の足として活躍した渡し舟は、架橋により姿を消した。また、水上交通の減少と橋上交通の増加により、完成当時は跳開橋として東洋一の規模を誇った勝鬨橋は、昭和45年（1970）11月29日の開閉を最後に、現在では開かずの橋となっている。なお、陸上交通ではあるが、専用軌道が必要とする都電は、渋滞や事故の原因となることから廃止となり、その一方で都バス路線の充実が図られたことにも言及した。

(4) 東京港の発展と内湾漁業の消滅

かつて東京内湾は自然条件に恵まれ、のり、あさり、はまぐり等の全国有数の生産地であり、なかでも、のりの養殖は江戸時代から続く東京の伝統産業の一つであった。しかし、昭和30年代の急速な経済復興によって、内湾漁業は窮地に追い込まれていった。

昭和31年（1956）4月、都は東京港港湾計画を策定し、40年の貨物取扱量目標値を1,400万トンとしたが、すでに翌年にはこの目標値を上回った。さらに、35年（1960）に



水害の様子：亀戸駅
（第97輯「東京の低地と川」昭和35年7月）



中川の渡し
（第17輯「東京の道路」昭和28年10月）
*後方に見える四角いコンクリートは、建設中の飯塚橋橋脚



呑川河口の海苔船
（第53輯「東京の海」昭和31年11月）

は入港船舶約1万隻、年間取扱貨物量2,130万トンに達し、わずか5年間で取扱貨物量は1.5倍となり、これに対応できる港湾施設の拡充が急務となった。急速な産業発展や東京港湾の拡充から生じる水質汚染や埋め立て工事は、漁場に深刻な被害をもたらした。結局、数年に及んだ東京都との交渉の末、37年（1962）に漁業者は漁業権を全面的に放棄し、この年を最後に内湾ののり養殖場も姿を消した。

経済復興という光の陰で伝統産業を放棄せざるを得なかったという事実も、昭和30年代の東京を語るうえで欠くことの出来ない一コマである。

2 山村の生活

(1) 西多摩地区の風景

文化スライド第60輯「東京の山村」に沿って、昭和30年代の西多摩地区における人々の生活を紹介した。

スライドの多くは、自然と共生する人々の生活を写しだしている。例えば、山の湧き水や川の沢水をかけひで引き、家まで運ぶ様子（清水や井戸水が豊富であったため、却って給水施設整備が遅れた）、自然環境を活かした、わさび、こんにゃく、しいたけの栽培、林業、炭焼きなどの様子である。また、当時まだ馬ソリが運搬具として使用されていたことなどもスライドによって知ることが出来る。

(2) 小河内ダム

「東京の水がめ」と称される小河内ダムは、昭和32年（1957）に総工費145億円をかけて完成、現在も都民の生活を支えている。同ダムの建設計画は、戦前に開始されたものの戦争により中断、戦後建設を再開した。小河内ダム完成の背景には、建設計画に翻弄された小河内村民の大きな犠牲があったことは言うまでもなく、昭和13年（1938）から完成までに移転総数は945世帯を数えた。

ダムの完成により出現した奥多摩湖は、現在も手近な観光地、レクリエーションの場として、都民に親しまれている。

まとめ

今回の講座では、文化スライドを通して昭和20年代、30年代の東京の様相を考察した。文化スライドは、児童教育の教材用に作成されたものであるが、現在に至っては、戦後の東京の姿を伝える貴重な映像資料となっている。今後も調査を進めると共に、その存在を周知する工夫を計っていききたい。



水汲み
(第60輯「東京の山村」昭和32年6月)



馬ソリで木材を運搬
(第60輯「東京の山村」昭和32年6月)



小河内ダムに資材を輸送する
機関車に手を振る子供達
(第60輯「東京の山村」昭和32年6月)



奥多摩湖
(第76輯「ダムと発電所」昭和33年10月)

【活動報告】

東京都公文書館・公益財団法人特別区協議会共催セミナー

「公文書管理法と地方公共団体の課題」

を見据えて

東京都公文書館 史料編さん担当

西木 浩一

はじめに

東京都公文書館と公益財団法人特別区協議会は、平成22年度以来、公文書管理法のもとでの地方公共団体の課題を模索するセミナーを開催してきた。平成29年（2017）9月に開催されたセミナーで7回目を数えたところである。

対象は都内の地方公共団体、すなわち区市町村の職員であり、各地方公共団体の総務担当部署に開催通知を送付している。いわゆる文書管理、情報公開に関わる担当部署の職員が大部分を占めるということになる。

都道府県レベルの公文書館相当施設において、都道府県内の歴史資料保存利用機関である地域博物館や図書館の郷土資料担当、あるいは自治体史編さん機関を対象とした連絡協議会等を開催している事例は少なくない。しかし、現用文書の管理や情報公開を担当する職員に対して、公文書館が主導して定期的なセミナーや研修、あるいは情報交換の場を設定することはほとんどないのではなかろうか。

そこで、本稿ではユニークなこの共催セミナーの成り立ちをご紹介し、これまでのセミナーの成果を確認した上で、参加者アンケートから見える課題について考察していきたい。

1 第1回共催セミナーの開催まで ～ セミナーの基本的性格の確定

第1回共催セミナーが開催されたのは平成22年（2010）9月25日。開催に向けた具体的な検討は同年2月16日に始まった。

このタイミングで公文書管理に関わるセミナー開催をめざした理由は、後に第1回セミナー開催通知に書き記した「開催趣旨」に明らかである。引用しておきたい。

【開催趣旨】

昨年7月に公布された「公文書等の管理に関する法律」は、公文書等を「健全な民主主義を支える国民共有の知的資源」と位置づけた上で、文書の作成段階から歴史的公文書となる段階までの一貫した適切な保存及び利用を図り、もって行政の適正かつ効率的な運営、現在及び将来の国民に対する説明責任を果たすことを目的に掲げています。

この法律自体は国及び独立行政法人等の公文書管理について定めるものですが、第34条に「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。」と記されて

います。公文書等の位置づけと理念に基づいて、文書の作成段階から現用文書の管理、さらに歴史的公文書を保存し、行政資料等とともにどのように利用に供していくかといった一貫した施策のあり方が問われてくることになるでしょう。

そこで、来年4月に予定されている公文書管理法の施行に向けて、同法の趣旨をふまえた地方公共団体の課題について学び、すでに取り組みを開始している自治体の事例報告を伺い、情報交換を行うためにセミナーを開催するものです。

ここに籠められている意図は次の2点に要約できる。

第1に、「公文書等の管理に関する法律（以下、公文書管理法）」は平成21年（2009）7月に制定され、平成23年4月から施行の予定であった。その狭間の時期に当たり、すべての地方公共団体が第34条をうけて「その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策」とは何かという問題に直面していた。また、現用公文書から歴史的公文書まで、文書のライフサイクル全体を貫く法制が出現したことで、それまでたとえば現用文書は総務担当部署、歴史的な文書は教育委員会の図書館や郷土資料館などと組織的分離があり、その連携がうまくいっていなかった状況を克服するチャンスが到来するとも考えられた。

まさに旬のテーマを取り上げ、初めて取り組むセミナーに多くの参加者を得ようという狙いがあった。

第2に、その目的を「情報交換を行うため」と限定し明確化した点だ。これは東京都、より具体的には総務局総務部文書課及び東京都公文書館自身が、当時は公文書管理法の制定をふまえたなんらかの対応を示していなかったことによる。

事前の庁内での調整にあたってこの点にはもっとも神経を使った。とくに都議会において、公文書管理に関する質問に対して、「都の内部における文書の発生から廃棄までを、統一的なルールで統制するため、文書管理規則などを整備している。改めて条例を設置する必要はないものとする」と答弁していたこともあり、文書課との間では、公文書管理法に対する都の見解や解釈を示すのではなく、法の制定趣旨の説明と、各地方公共団体の動向に関する情報交換に徹することを共通理解とした。

庁内での事前調整としては、区との関係が生じることから総務局行政部区政課に情報提供し、アドバイスを受けた。開催趣旨については理解を得て、各区総務課アドレスの提供を受けた。ただ、その段階では初年度ということもあり、参加募集対象を23区職員としていたのだが、区政課から、市町村に声をかけないで問題を生じることはないかと確認された。そこで、特別区協議会とも再度協議のうえ、東京都市長会の附属協議会の1つである東京都市町村文書事務研究協議会に連絡をとり、同協議会を通じて開催通知を流していただけることとなった。結果的に都内の区市町村すべてと、事務組合などにセミナーの開催を周知することができたのである。この連絡形態はその後も踏襲されている。

2 セミナーの構成要素

公文書管理法のもとで地方公共団体の文書管理にはどのような課題が生じるか。この問題にかかわる情報共有を目指すには次のような要素が想定された。

- (1) 公文書管理法制定の背景と趣旨を理解するための情報
- (2) 法制度的な観点から、あるべき地方公共団体の文書管理に関する情報

- (3) 基礎的自治体において先駆的に設置された公文書館または公文書館機能をもつ施設の実態と課題に関する情報
- (4) 他の地方公共団体の文書管理の実態と取り組みの方向性を把握するための情報
- (5) その他

38頁に全7回のセミナーのタイトルと講師・演題の一覧を掲げた。今、試みに上の分類に対応させてみると次のようになるだろう。

- (1) 安藤繁氏、下重直樹氏、石田耕一氏
- (2) 石原一則氏、早川和宏氏
- (3) 関谷幸雄氏、高瀬正典氏、庄司明由氏、高木秀彰氏、佐藤勝巳氏
- (4) 松尾美里氏、富田健司氏、小谷允志氏、西木浩一
- (5) 中嶋茂雄氏、白井哲哉氏

もちろん、各講師の講演の内容は多義的でいずれかの要素だけに限定されるものではないが、あえて分類を試みた。

(1)の公文書管理法そのものについての情報提供には独立行政法人国立公文書館から3度にわたって講師の派遣を受けた。

(2)については神奈川県立公文書館での実務をふまえつつも、これを広くアーカイブズ学の領域に普遍化して語り続けられた石原氏と、行政法学者の立場に立ちつつ、自治体アーカイブズの現場を熟知し、現実的な改善策を提起されている早川氏にお話しいただいた。早川氏には2度にわたって講演をお願いしている。

(3)の実態報告では、文書保存のデジタル化に取り組まれた江東区、先駆的に区レベルでの公文書館を設置した板橋区、市部において公文書館機能をもつ郷土資料館を立ち上げた府中市、その後は近県における公文書館・公文書館機能の設置例として、神奈川県寒川市と埼玉県戸田市の事例を報告いただいた。いずれも新たに公文書館機能を付与するプロセスのイメージが具体的に示される内容であった。

(4)隣は何をする人ぞ、ではないが、やはり他の地方公共団体の動向は気になるところであろう。この分類(4)の報告では、それぞれ直近に実施され結果が公表されていた、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会や、東京市町村自治調査会のアンケート調査、WEB上から収集した自治体の文書管理規程に関する情報などを利用しての講演が行われた。

また、平成29年度は都内区市町村に文書管理に関するアンケートを実施し、改めて現状と課題を把握した。そこでは〈文書管理に関する最も基本的な例規は何か〉とか、〈原課から文書所管部署へ引き継がれた文書はどのように書庫で管理されているか〉、〈保存期間満了後の公文書等の公開体制〉といった具体的な要素ごとの現状が判明し、自分の所属する自治体の位置が明確になったものと思われる。

(5)その他に分類した講演に言及しておきたい。まず、中嶋茂雄氏の「特別区の行政資料について」は特別区協議会の取り組みと調査に関する報告であったが、実は公文書館あるいは公文書館機能をもつ施設が利用者を拡大していくうえで狭義の公文書だけではなく、住民向けに書かれた行政資料の活用が重要なポイントとなる。また、どこが系統的に保存し閲覧に供するかがはっきりしていない領域でもあるのだ。今後、公文書館の利活用に関わって再び取り上げる必要があるだろう。

白井哲哉氏にはこのセミナーで初めて文書の保存の問題を話していただいた。その際、被

災公文書のレスキュー活動という極限の保存活動を素材に、改めてなぜ地方公共団体が重要な公文書を守るのかという本質的な問いかけがなされたように感じた。

以上、これまでのセミナーで共有されてきた情報とメッセージの概要を、少々強引な分類に基づいてご説明してみた。個々のご講演の豊かな内容を再現することはできないが、何が論点になってきたのかというイメージをつかんでいただければ幸いである。

3 自治体文書管理担当者の課題意識

最後に、各回のセミナーでご協力いただいたアンケートに基づいて、参加者の課題意識を明確にしておきたい。ここでいう課題とは、それぞれの参加自治体の職員の方が、行政の取り組むべき課題として認識しているポイントであり、取りも直さず、私たちが今後のセミナーで情報発信していくべき論点でもある。

開催されたすべてのセミナーにおいてセミナー終了後アンケートを実施してきた。その中で、今後取り上げてほしいテーマという質問を設定し、次の選択肢を設けている。

- ア、文書管理制度の改正
- イ、歴史資料として重要な公文書等の選別
- ウ、公文書館の設置
- エ、非現用文書の公開制度
- オ、既存施設・設備の公文書館への転用
- カ、非現用文書の管理・保存体制
- キ、文書の集中管理
- ク、その他

これらの中で、すべてのセミナー開催時にもっとも多く選ばれたのはイの〈歴史資料として重要な公文書等の選別〉であった。

ここには次のような現状が反映されていると考えられる。

- ・ 保存期間が完了した公文書から重要な公文書等を選別して保存する規程が存在しない。
- ・ 選別規程が存在しない場合はもちろん、何らかの規程が存在する場合であっても、具体的な選別の基準が明示されていない。
- ・ 選別作業の実施主体について取り決めがない。具体的には作成原課、文書主管部署のいずれかが多く、一方で図書館・博物館・自治体史編さん部署などの文化・教育系事業機関が行う場合もある。トータルな公文書管理のルールがない中では選別の論理についてお互いに違和感を抱くケースも想定される。

このテーマについては、まず選別規程や選別基準をもっている地方公共団体の事例を比較検討することが必要となろう。その上で原課が実施する評価選別、文書主管部署が統一的に実施する評価選別、そして郷土資料館や自治体史編さん機関が実施する評価選別の実際について比較検討してみるという課題が設定できそうである。

第2位はカの〈非現用文書の管理・保存体制〉、第3位はエの〈非現用文書の公開制度〉と続くが、この両者は実は密接に関連している。ここでも想定される現状を列挙してみたい。

- ・ まず、ここで非現用文書と呼ばれているものが多様性を有していると思われる。つまり、保存期間が完了した文書から評価選別を行った文書が基本となるが、評価選別を行ってはいないものの、原課の判断で捨ててはいけなような箱として保存されてきた文書も存在しよう。また永年保存文書は永遠の非現用文書となりがちだ。
- ・ その保存場所としては、物理的に原課の書庫に置かれている場合と、文書主管部署の書庫に移されている場合があり、場所が文書主管部署の場合、文書の管理自体も文書主管部署に移されている場合と、依然として原課が管轄している場合がありうる。

つまり物理的にも情報管理上も集中管理ができている場合、分散管理しつつ所在情報は一元的に管理されている場合、まったく原課ごとの分散管理となっている場合があります。

- ・その書庫の収納スペースが不足し、外部倉庫に保存されている場合なども含め、書庫の保存環境、とりわけ温湿度管理が行き届いていない場合が多い。
- ・非現用文書の公開の前提として、目録情報が作成され公開されているかどうか。
- ・非現用文書公開の制度的保障がどのようになされているか、あるいはないのか。具体的には情報公開制度に則った公開か否か。住民向けの公開をしているか、職員利用のみの対応か。

非現用文書の管理・保存・公開については、まず評価選別を経ているか、目録が作成されているか、管理責任者の確定、書庫管理のあり方、公開に向けた制度的保障といった問題群が存在していることになる。

区市町村の文書管理担当職員の方々が悩みを抱え、ぜひ解決への道筋を示してほしいと願われているポイント、このあたりを今後のセミナーの中で取り上げていくことがこれからの課題となる。

むすびにかえて

平成23年（2011）4月1日、公文書管理法は施行された。法制定に至る過程では、「消えた年金問題」をはじめとする国のずさんな文書管理の実態が報道され、かつてなく文書管理への関心が高まっていた。だが、施行直前に発生した東日本大震災の影響もあってか、静かなスタートだったように記憶している。

実際、法の施行を契機に公文書管理条例の制定や、新たな公文書館の設置へという動きが一気に加速するという状況は生まれなかった。

それでも、公文書管理法施行の意義は大きく、地方公共団体のトータルな文書管理を改善・推進しようとする際に最大の拠り所となっている。

昨年9月に開催したセミナーでのアンケートによれば、「公文書管理機能を持つ施設（公文書館・博物館・図書館等）の設置方針について」問う設問に、12名の方から「設置を検討している」との回答が寄せられた。

そうした具体的な動きのない地方公共団体からの参加者も含めて、「今後もこのような情報共有の場が必要だと考えますか」という問いに9割以上の方が「必要である」と回答されている。

東京都公文書館には、地方公共団体に公文書館があることのメリットを具体的に語っていく責務があろう。非現用文書の管理・保存、評価選別、住民への公開等、多くの地方公共団体が直面している課題に、公文書館あるいは公文書館機能を有する施設がどのような解決への流れを生み出せるものなのか。このような観点を持ちつつ、「情報共有の場」を引き続き展開していきたいと思う。

表1 東京都公文書館・特別区協議会共催
公文書管理法と地方公共団体の課題に関するセミナー開催一覧

開催年月日	セミナータイトルと報告者・演題	分類	参加者
平成 22 年 9 月 25 日	「公文書管理法と地方公共団体の課題」		76 名
	安藤繁（国立公文書館総務課専門官） 「公文書管理法の趣旨と意義について－施行に向けた取組と課題」	1	
	松尾美里（東京都公文書館公文書館専門員） 「アンケートに見る地方公共団体の文書管理と諸課題」	4	
	中嶋茂雄（特別区協議会事業部長） 「特別区の行政資料について」	5	
	関谷幸雄（江東区役所総務部総務課文書係） 「江東区における公文書管理の新たな取り組みについて」	3	
高瀬正典（板橋区公文書館館長） 「板橋区公文書館10年の活動と今後の課題について」	3		
平成 23 年 10 月 25 日	「住民の知的資源を未来へ引き継ぐために～ 公文書管理法の施行と地方公共団体の取り組み」		67 名
	下重直樹（国立公文書館総務課企画法規係長） 「公文書管理法施行の意義と地方公共団体の課題－アーカイブズの役割を中心として－」	1	
	庄司明由（府中市文化スポーツ部ふるさと文化財課）「ふるさと府中歴史館の活動と公文書館機能について」	3	
平成 24 年 9 月 5 日	「住民の知的資源を未来へ引き継ぐために～ 地方公共団体における公文書館機能を考える」		57 名
	富田健司（栃木県芳賀町総合情報館） 「公文書管理法をめぐる地方公共団体の動向と求められる公文書館機能」	4	
	石原一則（神奈川県立公文書館資料課課長）「地方公共団体における公文書管理－神奈川県の取り組みを中心に」	2	
平成 25 年 9 月 4 日	「公文書管理法と地方公共団体の課題～ 住民の知的資源を住民に開くために」		62 名
	早川和宏（桐蔭法科大学院教授） 「地方公共団体の公文書管理～なぜ、なにを、どのように」	2	
	高木秀彰（寒川文書館主幹） 「市区町村公文書館と地域住民～『アーカイブズのある幸せ』とは」	3	
平成 26 年 8 月 29 日	「地方公共団体における文書管理の課題～ 公文書管理法施行から3年を経て」		56 名
	石田耕一（国立公文書館総務課調整専門員） 「公文書管理法の下での国の取り組み等について」	1	
	小谷允志（株式会社出版文化社アーカイブ研究所所長） 「地方公共団体における文書管理の課題－市町村における公文書管理に関する調査をふまえて」	4	
平成 28 年 9 月 2 日	「公文書を守り、伝え、活かす～ 地方公共団体の取り組みと課題」		64 名
	白井哲哉（筑波大学図書館情報メディア系教授） 「歴史的に重要な公文書等を残すこと～茨城県の被災地における取り組みから」	5	
	佐藤勝巳（戸田市文化財保護審議会委員） 「基礎的自治体に公文書館機能を－戸田市アーカイブズ・センターの成り立ちと課題」	3	
平成 29 年 9 月 8 日	「都内自治体における公文書管理の実態と課題」		61 名
	早川和宏（東洋大学法学部教授） 「条例による公文書等の管理～課題を克服するために～」	2	
	西木浩一（東京都公文書館） 「アンケート分析に見る都内自治体における公文書管理の実態」	4	

（敬称略。講師の肩書はいずれも講演当時のもの）

（付記）

本稿はこれまでのセミナー実施にあたって作成された内部資料とアンケート結果に基づいて西木浩一個人の文責でとりまとめたものである。長年にわたり共催いただいている公益財団法人特別区協議会、都内区市町村への連絡等にご協力いただいている東京都市町村文書事務研究協議会、お忙しい中、講演をお引き受けいただいた皆様に衷心より謝意を表したい。

※本報告書の著作権は東京都にあります。「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。

【活動報告】

平成 29 年度企画展示

「変わる東京

— 「文化スライド」が写した昭和 30 年代」

東京都公文書館 史料編さん担当

佐藤 佳子

はじめに

東京都公文書館は、公文書のほか、行政刊行物や写真・映画フィルムなど、多様な媒体にわたる東京都の歴史的資料を収集・保存している。

こうした多様な資料の中から、平成 29 年度の企画展示では、「変わる東京—『文化スライド』が写した昭和 30 年代」と題して、都が昭和 27 年（1952）から 44 年（1969）にかけて都政広報のために作製した「東京都文化（広報）スライド」を取り上げた。

平成 28 年度に実施した企画展示「東京 1945—1954『文化スライド』にみる東京～昭和 20 年代」では、同スライドを素材に昭和 20 年代の東京を紹介したが、今回はそれに続き、昭和 30 年代の東京の姿を 100 点のスライド・写真でご覧いただくこととした（展示資料は文末リスト参照）。

開催期間は平成 29 年（2017）7 月 25 日（火）から同年 9 月 22 日（金）まで、全体構成は以下のとおりである。

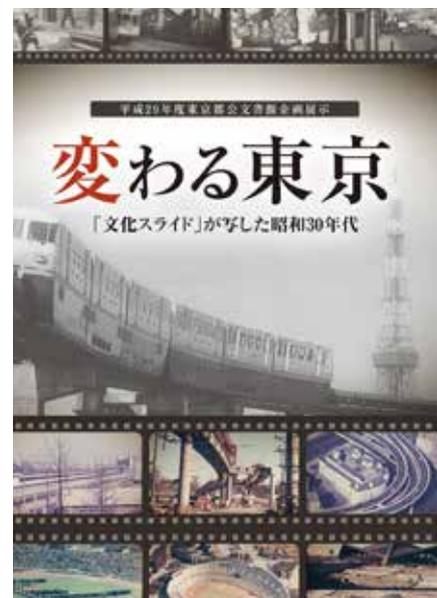
- | | |
|------------------|-----------------|
| I 変わる街並み | II 昭和 30 年代の暮らし |
| III 戦災復興から首都圏整備へ | IV オリンピックを迎える東京 |

以下構成に従って展示内容を紹介する。

I 変わる街並み

昭和 30 年代、東京の街並みは大きく変ぼうした。都心部では、昭和 39 年（1964）のオリンピック競技大会東京開催が決定すると、首都高速道路をはじめとする大規模なインフラ整備が実施されていった。国際都市にふさわしい空・海の玄関として羽田空港や東京港の拡充が図られる一方で、埋め立てや水質汚染によって江戸時代から続く内湾漁業は廃止に追い込まれた。

牧歌的な景色が広がる郊外地域は、急激な経済成長や人口増加により急速に都市化し、畑





建設中の東京タワー
(文化・第71輯「道路と交通」昭和33年5月)



港区赤羽橋バス停付近（平成29年現在）



玉電沿線の風景
(文化・第64輯「東京の変ぼう(二)」昭和32年10月)



世田谷区桜新町（平成29年現在）



呑川河口の海苔船
(文化・第53輯「東京の海」昭和31年11月)



大田区旧呑川緑地（平成29年現在）



御蔵島のハンケ作業
(文化・第52輯「三宅・御蔵島の文化財」昭和31年10月)



御蔵島港（平成29年現在）
写真提供：東京都三宅支庁

は住宅や工場に変わり、多摩の山村では、急増する水需要を確保するため小河内ダムが建設され、いくつかの集落が湖底に沈んだ。

これらの変化を来観者が実感できるように、展示したスライド画像と、同地点の現在の写真とを並べて展示する方法を採用した。この展示方法は、来観者アンケートで好評を得た¹。

Ⅱ 昭和30年代の暮らし

昭和30年代、日本経済は高度経済成長期に突入する。家庭電器製品の普及など技術革新が進み、自動車の大衆化や、スーパーマーケットの出現など流通革命も進んだ。政府の所得倍増計画により、30年代半ば頃から給与の大幅な上昇が始まったことも相まって、人々の生活は大きく向上する。

その反面、急激な成長の中心となった首都東京では、人口・産業の集中に拍車がかかり、交通混雑、大気・水の汚染、住宅難や通勤難、青少年問題といった「過大都市の悩み」が人々の暮らしに影を落とすようになった。

また、多摩の山間

部では道路や上下水道などの生活基盤整備が遅れたことから、昔ながらの生活様式がまだ残されていた。

このコーナーでは、昭和30年代の東京に暮らしていた人々の日常生活を写したスライドを展示した。さらに当時の主婦の生活や、子どもたちの学校生活、遊びの様子については、スライド画像とともに、電話機やハエ取り紙など当時の暮らしの道具や雑誌、子どもの遊び道具など実物資料も併せて展示した。



理想的な台所
(文化・第96輯「都民の食生活」昭和35年6月)



買物風景
(文化・第40輯「東京のいちば」昭和30年10月)



山村の生活（水汲み）
(文化・第60輯「東京の山村」昭和32年6月)

Ⅲ 戦災復興から首都圏整備へ

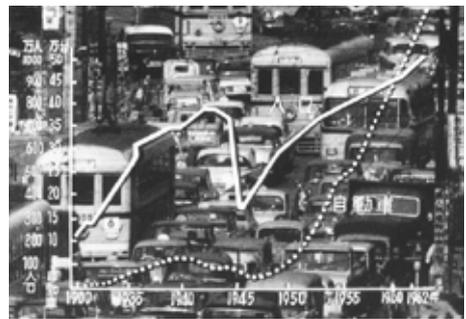
空襲により壊滅的な打撃を受けた東京の都市整備は、昭和20年代に戦災復興事業として計画された。計画当初は関東大震災後に行われた震災復興区画整理事業を踏まえ、被災地域だけでなく、周辺地区を含む広い範囲に区画整理を施行し、計画的・機能的な都市の創出を目指した。しかし急激な人口増加や資材不足、物価の暴騰、財源不足など様々な要因により、計画は縮小を重ねた。

30年代に入ると、人口増加や産業の集中・発展に加え、道路・住宅・水道・下水など都市基盤整備の遅れも相まって、都市公害問題が顕在化する。

これらの課題を解決するため、周辺隣接県を含む広域を「首都圏」と捉えて対策を講じる「首都圏構想」が提唱されるようになる。

昭和31年（1956）に首都圏整備法が成立、33年には東京駅を中心とする半径およそ100kmを計画区域とする首都圏整備計画（第一次）が策定され、整備が進められていった。

ここでは、これらの計画を紹介したスライドとともに、池袋・渋谷・新宿などの都心部や、多摩地域の変化の様子をとらえたスライドを展示した。



急増する人口と自動車
(文化・第126輯「東京の道路づくり」昭和37年12月)



東京駅周辺の整備計画模型
 (文化・第44輯「首都東京の建設」昭和31年2月)



ビルから排出されるばい煙（千代田区丸の内）
 (文化・第68輯「東京の気候と生活」昭和33年2月)



新宿駅西口
 (広報・特集「都市計画のはなし」昭和42年2月)



しづちかの工事（国鉄渋谷駅西口）
 (文化・第61輯「東京の変ぼうー渋谷ー」昭和32年7月)

IV オリンピックを迎える東京

このコーナーでは、オリンピック開催を契機に、大きく変わっていく東京の姿を、オリンピック以前の街の様子とともに紹介した。

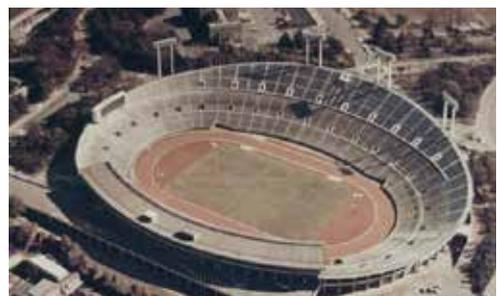
昭和34年（1959）5月、ミュンヘンで開かれたIOC（国際オリンピック委員会）総会で、第18回オリンピック競技大会の東京開催が決定する。

招致決定後、都は開催都市として、各種競技施設と、道路・上下水道・公園など関連施設の整備に取り組んだ。39年のオリンピック開催は、東京にとって、停滞する都市基盤整備を促進する一大イベントとなることが期待された。

そのねらい通り、大会のために整備された公園・道路・交通機関などは、都心部と一部隣接地域の様相を一新させることになった。

一方で、この時期都が大会準備に専念したことにより、大会開催に関連の少ない地域の整備や、福祉に関わる施策等は手薄となった。また、公害をはじめとする都市問題が深刻化し、これらへの対応は、大会後の都政課題として引き継がれていった。

オリンピック準備事業により整備された東京の街並みが、現在もレガシーとして引き継がれているためか、来観者の感想には整備前の東京の街並みの様子が印象に残ったという意見が多くみられた。



国立競技場
 (広報・特集「近づく東京オリンピック」昭和38年11月)



建設中の首都高速4号線（赤坂見附）
 (広報・特集「近づく東京オリンピック」昭和38年11月)

昭和30年代の映像上映

昨年度に引き続き、今回の展示においても、スライドとその解説書を素材にして、スライド映像を制作上映した。さらに今回は、東京都建設局区画整理部（現都市整備局市街地整備部）が作製した戦災復興区画整理事業を記録した映画「復興のアルバム」をデジタル化して上映した。昭和20年代初めから30年にかけて、渋谷・新宿・池袋・錦糸町・赤羽・王子など、都内各所の変ぼうを記録した貴重な映像は、多くの来観者に好評であった。

展示方法改善の試み

昨年度の企画展示アンケートでは、もっと多くのスライドを展示してほしいという要望が寄せられた。こうした声に応えるため、今回の展示では初の試みとして、2階閲覧室内にある展示コーナーだけでなく、そのほかのスペースも展示会場として活用した。

具体的には、1階玄関ロビーと廊下壁面、2階へと続く階段踊り場壁面にも展示パネルを掲示するとともに、階段蹴込部分にスライドフィルム画像シールを貼付して、展示コーナーとの一体感を高める工夫をした。

この結果、計100点のスライド画像等を掲示することができた。

また、当館にはエレベータが設置されていないため、車椅子利用者や歩行に障害のある来観者には不便な施設となっている。こうした利用者にも展示を鑑賞していただけるよう、1階玄関ロビーに今回展示した全パネルの縮刷版を配置するとともに、50インチモニターを設置して、昭和30年代の映像を連続上映した。これにより、入館時から展示の雰囲気味わえるとともに、障害のある方にも展示内容をご覧いただくことができた²。

デジタル画像の提供

展示期間中、来観者より各スライドのデジタル画像提供希望が寄せられた。今回は展示資料の撮影を制限しなかったこともあり、来観者自身で展示パネルを撮影する形で提供を行った。現在閲覧室においては、当館の情報検索システム上で文化スライドのデジタル画像（サムネイル画像）閲覧が可能になっているが、サービスとしてのデジタル画像提供は確立していない。展示等を契機に、こうしたサービス需要は高まることが予想されるので、今後の課題として検討していく必要があると考えられる。



廊下壁面



玄関ロビー 映像上映コーナー



階段踊り場

展示リスト

I 変わる東京

【パネル】

「東京駅の航空写真」	文化スライド第44輯	首都東京の建設	昭和31年(1956)2月
「日本橋」	文化スライド第90輯	東京の名所	昭和34年(1959)12月
「銀座の夜景」	広報スライド特集	大東京	昭和41年(1966)2月
「建設中の東京タワー」	文化スライド第71輯	道路と交通	昭和33年(1958)5月
「上野アメヤ横丁」	文化スライド第57輯	東京の間屋街	昭和32年(1957)3月
「神田青果市場」	文化スライド第40輯	東京のいちば	昭和30年(1955)10月
「馬喰町間屋街」	文化スライド第57輯	東京の間屋街	昭和32年(1957)3月
「佃の渡し」	文化スライド第100輯	隅田川	昭和35年(1960)10月
「小名木川」	文化スライド第97輯	東京の低地と川	昭和35年(1960)7月
「石神井川(音無川)」	文化スライド第72輯	川をきれいに	昭和33年(1958)6月
「呑川河口の海苔船」	文化スライド第53輯	東京の海	昭和31年(1956)11月
「大井三ツ又商店街」	文化スライド第71輯	道路と交通	昭和33年(1958)5月
「中杉通りの商店街」	文化スライド第71輯	道路と交通	昭和33年(1958)5月
「畑の中の舗装道路」	文化スライド第64輯	東京の変ぼう(二)	昭和32年(1957)10月
「玉電沿線の風景」	文化スライド第64輯	東京の変ぼう(二)	昭和32年(1957)10月
「新しい映画館」	文化スライド第64輯	東京の変ぼう(二)	昭和32年(1957)10月
「三軒茶屋の賑わい」	文化スライド第64輯	東京の変ぼう(二)	昭和32年(1957)10月
「三鷹駅前」	文化スライド第36輯	蚊とハエをなくしましょう	昭和30年(1955)6月
「奥多摩町氷川」	文化スライド第60輯	東京の山村	昭和32年(1957)6月
「御蔵島のハシケ作業」	文化スライド第52輯	三宅・御蔵島の文化財	昭和31年(1956)10月
「八丈島の飛行場」	文化スライド第105輯	八丈島	昭和36年(1961)3月

II 昭和30年代の暮らし

【パネル】

「理想的な台所」	文化スライド第96輯	都民の食生活	昭和35年(1960)6月
「買物風景」	文化スライド第40輯	東京のいちば	昭和30年(1955)10月
「魚屋の店先」	文化スライド第36輯	蚊とハエをなくしましょう	昭和30年(1955)6月
「海苔干し場(大田区大森)」	文化スライド第53輯	東京の海	昭和31年(1956)11月
「おもちゃ工場」	文化スライド第113輯	東京の軽工業	昭和36年(1961)11月
「二部授業」	文化スライド第31輯	東京の衛星都市	昭和30年(1955)1月
「郊外の小学校 (世田谷区用賀 京西小学校)」	文化スライド第64輯	東京の変ぼう(二)	昭和32年(1957)10月
「子どもの遊び場」①～③	文化スライド第67輯	ほくらの遊び場	昭和33年(1958)1月
「子どもの遊び場」④	文化スライド第103輯	新しい多摩の文化財	昭和36年(1961)1月
「山村の生活」①～④	文化スライド第60輯	東京の山村	昭和32年(1957)6月

【展示ケース】

「黒電話」		千代田区教育委員会蔵	昭和30年代
「ハエ取りリボン(ハエ取り紙)」		桐灰化学株式会社	平成29年(2017)
「めんこ」		千代田区教育委員会蔵	昭和30～40年代
「ペーゴマ」		千代田区教育委員会蔵	年不詳
「紙芝居児童百科紙芝居全集 保健衛生編⑨ 不思議なめがね 手を洗いましょう」	山本 駿次朗/作並画 教育画劇	東京都立多摩図書館蔵	昭和31年(1956)
「暮しの手帖」通巻35号	暮しの手帖社	東京都立多摩図書館蔵	昭和31年(1956)7月
「暮しの手帖」通巻44号	暮しの手帖社	東京都立多摩図書館蔵	昭和33年(1958)5月
「月刊自動車」創刊号	交通科学社	東京都立多摩図書館蔵	昭和34年(1959)4月
「CARグラフィック」創刊号	二玄社	東京都立多摩図書館蔵	昭和37年(1962)4月
「暮しの設計」創刊号	中央公論社	東京都立多摩図書館蔵	昭和38年(1963)1月
「暮しの設計」第1巻3号	中央公論社	東京都立多摩図書館蔵	昭和38年(1963)5月

Ⅲ 戦災復興から首都圏整備へ

【パネル】

「東京駅周辺の整備計画模型」	文化スライド第 44 輯	首都東京の建設	昭和 31 年 (1956) 2月
「急増する人口と自動車」	文化スライド第 126 輯	東京の道路づくり	昭和 37 年 (1962) 12月
「混雑する道路 (祝田橋交差点:千代田区)」	文化スライド第 44 輯	首都東京の建設	昭和 31 年 (1956) 2月
「千住付近の街並み (足立区千住中居町)」	文化スライド第 44 輯	首都東京の建設	昭和 31 年 (1956) 2月
「ビルから排出されるばい煙 (千代田区丸の内)」	文化スライド第 68 輯	東京の気候と生活	昭和 33 年 (1958) 2月
「悪臭を放つ河川」	広報スライド第 144 輯	都市公害	昭和 40 年 (1960) 9月
「街頭での騒音測定」	文化スライド第 94 輯	ばい煙と騒音	昭和 35 年 (1960) 4月
「街頭の臨時ばい煙相談所 (池袋 西武百貨店前)」	文化スライド第 94 輯	ばい煙と騒音	昭和 35 年 (1960) 4月
「都営地下鉄の初開通 (浅草線浅草橋駅)」	文化スライド第 125 輯	東京都の地下鉄	昭和 37 年 (1962) 11月
「首都圏整備計画の地域区分」	文化スライド第 80 輯	衛星都市-街づくり-	昭和 34 年 (1959) 2月
「首都圏域図」	文化スライド第 80 輯	衛星都市-街づくり-	昭和 34 年 (1959) 2月
「池袋駅東口の変ぼう (戦災復興区画整理事業)」	文化スライド第 44 輯	首都東京の建設	昭和 31 年 (1956) 2月
「幹線道路の工事 (失業対策事業)」	文化スライド第 74 輯	失業対策事業	昭和 33 年 (1958) 8月
「昭和 20 年代初めの渋谷 (国鉄渋谷駅ハチ公側)」	文化スライド第 50 輯	東京の成長 (五)	昭和 31 年 (1956) 8月
「昭和 22 年ごろの宮益坂 (国鉄渋谷駅東側)」	文化スライド第 61 輯	東京の変ぼう-渋谷-	昭和 32 年 (1957) 7月
「しぶちかの工事 (国鉄渋谷駅西口)」	文化スライド第 61 輯	東京の変ぼう-渋谷-	昭和 32 年 (1957) 7月
「昭和 32 年の渋谷駅東側 (宮益坂・東急文化会館)」	文化スライド第 61 輯	東京の変ぼう-渋谷-	昭和 32 年 (1957) 7月
「40 年代初めの渋谷駅周辺」	広報スライド特集	都市計画のはなし	昭和 42 年 (1967) 2月
「国鉄新宿駅の混雑」	文化スライド第 44 輯	首都東京の建設	昭和 31 年 (1956) 2月
「新宿駅西口」	広報スライド特集	都市計画のはなし	昭和 42 年 (1967) 2月
「新宿副都心計画模型」	広報スライド特集	都市計画のはなし	昭和 42 年 (1967) 2月
「新宿西口広場の工事」	広報スライド特集	大東京	昭和 41 年 (1966) 2月
「晴海ふ頭にできた 国際見本市会場」	文化スライド第 83 輯	貿易と国際見本市	昭和 34 年 (1959) 5月
「多摩地域の衛星都市 (八王子市八日町)」	文化スライド第 31 輯	東京の衛星都市	昭和 30 年 (1955) 1月
「衛星都市への工場誘致 (日野市さくら町)」	文化スライド第 80 輯	衛星都市-街づくり-	昭和 34 年 (1959) 2月
「衛星都市への団地建設 (都営村山団地)」	文化スライド第 80 輯	衛星都市-街づくり-	昭和 34 年 (1959) 2月

Ⅳ オリンピックを迎える東京

【パネル】

「国立競技場」	広報スライド特集	近づく東京オリンピック	昭和 38 年 (1963) 11月
「アジア競技大会」	文化スライド第 85 輯	オリンピックの施設	昭和 34 年 (1959) 7月
「アジア競技大会の歓迎 (銀座)」	文化スライド第 79 輯	オリンピックの話	昭和 34 年 (1959) 1月
「東京オリンピック招致報告会」	文化スライド第 85 輯	オリンピックの施設	昭和 34 年 (1959) 7月
「プレ・オリンピック (東京国際スポーツ大会)」	広報スライド特集	近づく東京オリンピック	昭和 38 年 (1963) 11月
「オリンピック以前のごみ収集」	文化スライド第 36 輯	蚊とハエをなくしましょう	昭和 30 年 (1955) 6月
「どぶさらい」	文化スライド第 36 輯	蚊とハエをなくしましょう	昭和 30 年 (1955) 6月
「首都美化-汚れた街頭」	文化スライド第 115 輯	まちを美しく	昭和 37 年 (1962) 1月
「首都美化-汚れた河川」	文化スライド第 115 輯	まちを美しく	昭和 37 年 (1962) 1月
「駒沢陸上競技場の工事」	広報スライド特集	近づく東京オリンピック	昭和 38 年 (1963) 11月
「駒沢体育館の工事」	広報スライド特集	近づく東京オリンピック	昭和 38 年 (1963) 11月
「国立代々木競技場第一体育館の 工事」	広報スライド特集	近づく東京オリンピック	昭和 38 年 (1963) 11月

「国立代々木競技場第一体育館・第二体育館」	広報スライド特集	近づく東京オリンピック	昭和38年(1963)11月
「完成後の都立駒沢オリンピック公園」	広報スライド特集	大東京	昭和41年(1966)2月
「駒沢通り」	広報スライド特集	大東京	昭和41年(1966)2月
「完成後の都立明治公園」	広報スライド特集	大東京	昭和41年(1966)2月
「完成後の国立代々木競技場」	広報スライド特集	大東京	昭和41年(1966)2月
「放射4号線拡幅工事(池尻付近)」	広報スライド特集	近づく東京オリンピック	昭和38年(1963)11月
「放射4号線(外苑前交差点付近)」	広報スライド特集	大東京	昭和41年(1966)2月
「環状7号線(立体交差工事)」	広報スライド特集	近づく東京オリンピック	昭和38年(1963)11月
「完成後の環状7号線」	広報スライド特集	大東京	昭和41年(1966)2月
「建設中の首都高速4号線(赤坂見附)」	広報スライド特集	近づく東京オリンピック	昭和38年(1963)11月
「完成した首都高速4号線(赤坂見附)」	広報スライド特集	大東京	昭和41年(1966)2月
「建設中の首都高速1号線」	広報スライド特集	近づく東京オリンピック	昭和38年(1963)11月
「完成した首都高速1号線(江戸橋ジャンクション)」	広報スライド特集	大東京	昭和41年(1966)2月
「東京モノレール」	広報スライド第151輯	東京の交通	昭和42年(1967)12月
「新幹線の建設」	広報スライド特集	大東京	昭和41年(1966)2月

【床貼りパネル】

「1964 Olympic to Tokyo」	昭和33年(1958)
-------------------------	-------------

映像上映コーナー

文化スライド第84輯 ぼくの家工場—中小企業—	昭和34年(1959)6月
広報スライド特集 近づく東京オリンピック	昭和38年(1963)11月
復興のアルバム	昭和31年(1956)

※本文のキャプションについて、「文化スライド第〇輯」は「文化・第〇輯」に、「広報スライド第〇輯」は「広報・第〇輯」に、「広報スライド特集」は「広報・特集」とした。

- 1 展示内容について寄せられた感想351件のうち、54件が新旧を対比した展示方法が良かったと評価している。
- 2 展示期間中、介護サービス利用者の方々にも御来観いただいた。

最後に、本展示開催にあたり、資料の提供をはじめ、各位より多大なご協力をいただいた。以下に御氏名・機関名を記して感謝を申し上げます(50音順 敬称略)。

有賀武雄 飯田恭次 北区土木部道路公園課 鬼頭良助 銀座通連合会
 ココカラファイン用賀駅前店 玉電と郷土の資料館大塚勝利 田村礼一
 千代田区立日比谷図書文化館 東京都都市整備局市街地整備部区画整理課
 東京都八丈支庁港湾課 東京都三宅支庁土木港湾課 東京都立多摩図書館

※本報告書の著作権は東京都にあります。「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。

【活動報告】

A. Rath との出会い

～明治初期来日外国人に関するレファレンスから～

東京都公文書館 史料編さん担当

佐藤 佳子

1 始まりは一枚のハガキから

2017年3月、東京都公文書館に一本の電話が入った。「崩し字で書かれた古いハガキに何が書いてあるか読んでほしい」との依頼であった。当館では古文書解読サービスは行っていない旨を説明したところ、「ドイツの友人から書かれている内容を教えてほしいと依頼され、一時的に帰国している間に何とか解読したいと努力したが、どうしても解読できず困っている」とのことだった。ハガキ1枚だけとのことだったので、特別にレファレンスサービスとして引き受けることとし、後日ハガキのコピー（図1）が送付されてきた。

ハガキは、大野徳三郎から牛込岩戸町（現新宿区岩戸町）の成田農助に宛てたもので、何らかの品の注文書であることは判明したが、品物が略称で書かれているようで、どんな品なのかはわからなかった。また、ハガキの形式や郵送料から、明治6年（1873）から同15年（1882）の間に投函されたものであることもわかったので、以上について回答した。

後日、ハガキの所蔵者であるドイツの方から丁寧な礼状を頂戴した。その後、礼状に記載されたメールアドレスに返信をしたことをきっかけに、A. Rath にまつわる長い物語が始まったのである。

2 イングリッド・クラインバッハ (Ingrid Kleinbach) さんのお話し

ハガキの所蔵者イングリッドさんは、ドイツ南部シュツットガルト郊外バーリンゲンに居住されている女性。幼い頃、隣家に上品な老婦人ガートルード・ラース (Gertrud Rath 図2) がメイドとともに静かに暮らしていた。婦人は、第二次世界大戦中にシュツットガルトから空襲を避けて郊外のバーリンゲン

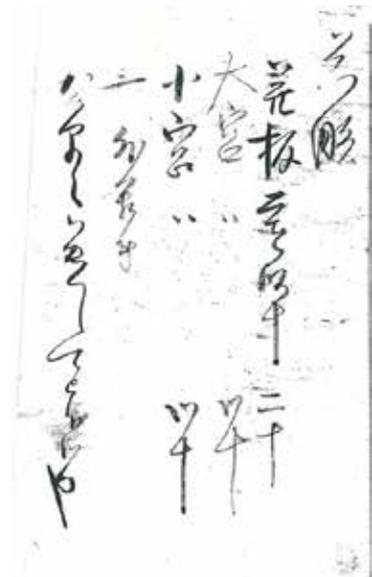
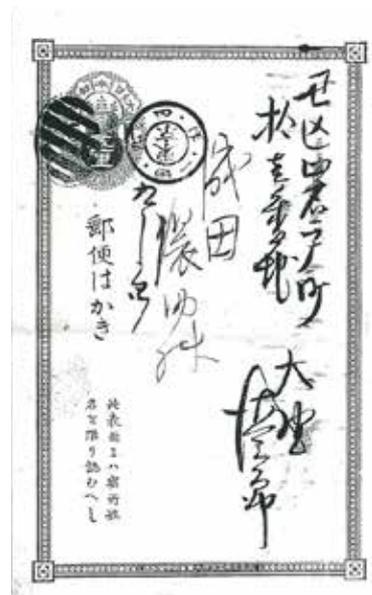


図1 成田農助宛ハガキ

(Balingen)に移り、そのまま居を定めたようで、田舎の人には見えない品の良さがあつた。婦人には身寄りがなく、亡くなった後、イングリッドさんは藤のスーツケースに入った遺品を贈与された。その中には、解読依頼が寄せられたハガキの他に、漆塗りの箱（図3）、婦人とメイドの写真、一族の男性と思われる肖像スケッチ（図4）、婦人が父親から受け取った絵ハガキ（図5）などが入っていた。

イングリッドさんは、どうしてこんな異国の地に、ハガキや漆塗りの箱など日本の品が入っているのか、長年不思議に思っていた。たまたま知り合いを通じて現地在住の日本人に出会い、ハガキの内容を調べてほしいと依頼したのだという。



図2 Gertrud Rath 肖像写真

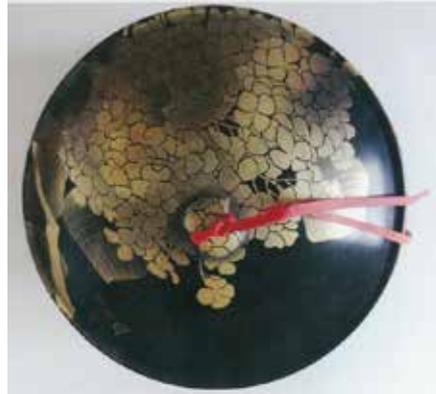


図3 漆塗りの箱



図5 父親からのハガキ



図4 Herr Rath 肖像

3 府下居住外国人明細表

イングリッドさんの説明を受け、念のために東京都公文書館情報検索システムで「ラース」という名前を手掛かりに明治期の公文書を検索したところ、明治初期の東京府文書の中に「アドルフ・ラース」なる人物を発見した。明治10-11年(1877-78)外務掛作成「府下居住外国人明細表」¹(図6)で、東京府下に居住する外国人について居住期間と給料額、出身国、職業、姓名、住所を記載した一覧表である。当時、東京における外国人の居住は、原則として築地の外国人居留地に限られており、居留地外に居住する場合には許可や届け出が必要であったことから、こうした文書が作成された。

文書の記載(図6 矢印部分)によると、アドルフ・ラースは、三菱会社²に雇用され、明

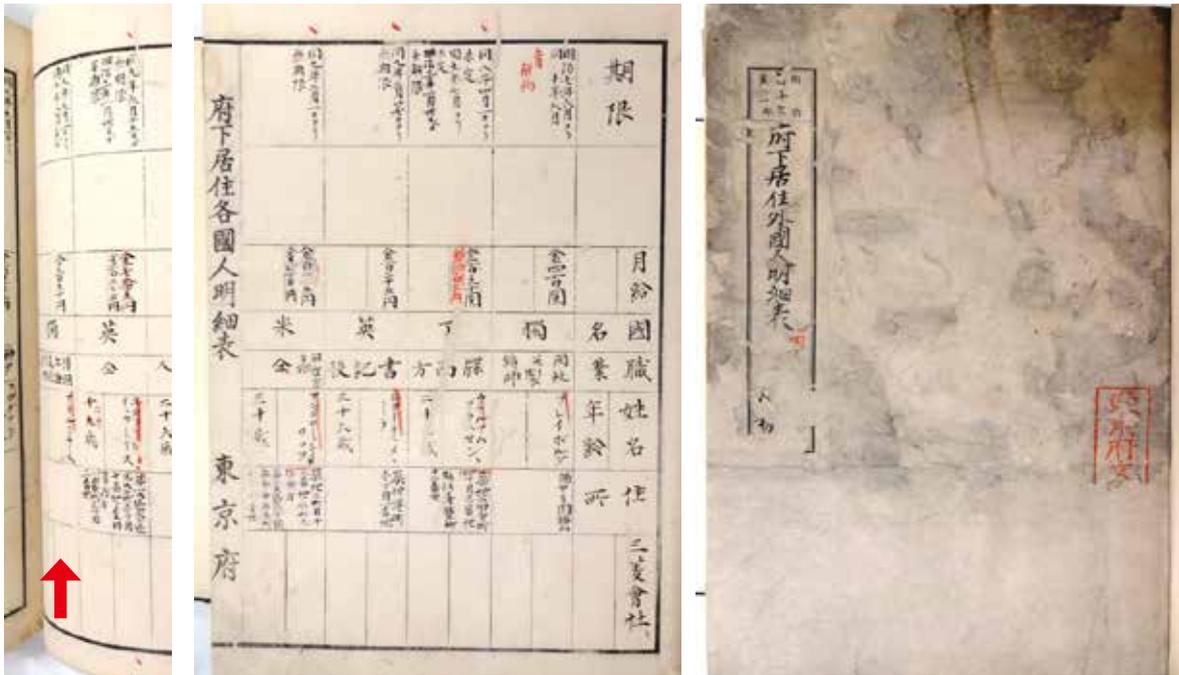


図6 府下居住外国人明細表

治9年（1876）9月1日から翌10年8月31日までの一年間居住、月給350円、独＝ドイツ出身、三菱会社の清国上海支社代理人、居住地は空欄となっている。残念ながら、名前がカタカナで表記されているため、正確な名前のつづりは判明しなかった。

そこで、アドルフ・ラーズというドイツ人が、明治9年から10年にかけて東京に滞在していたとみられる記録があることをイングリッドさんに知らせたところ、すぐに返信があり、ガートルードの遺品の中に「A. R.」のイニシャルを刺繍したリネンバッグ（図7）が残っているという情報が新たに寄せられた。



図7 リネンバッグ

4 ラースか？ ライスか？

偶然に驚きつつも、名前のつづりを確認する手段はないかと、ラーズを雇用した三菱会社に関する資料を所蔵する三菱史料館³で調査を行った。事前にレファレンスを依頼しておいたところ、名前が記載されている掲載資料を3点調査することができた。

1点目は、明治9年8月17日付で外務省が三菱会社に交付した外国人雇入免状⁴（図8）である。「府下居住外国人明細表」にある通り、上海支社代理人として一か月350円という高給で、明治9年9月1日から一年間の「日耳曼人」（＝ゲルマン人）アドルフ・ライスの雇用が許可されている。

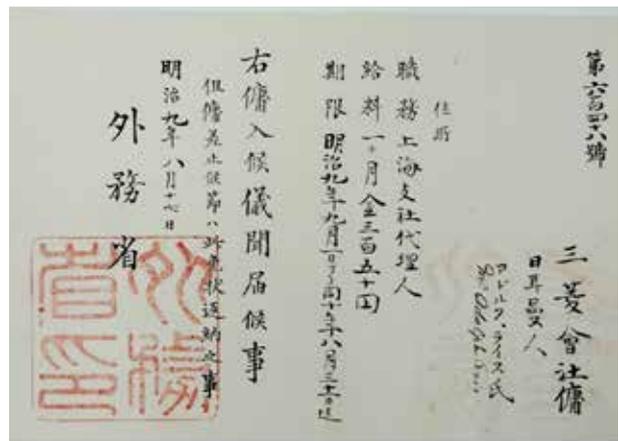


図8 アドルフ、ライス雇入免状

しかし、名前のつづりはRathではなく、「Mr. Adolph Reis」であった。明治初めの日本人にとって、手書きのサインを正確に読むことは難しかったと思われるので、つづりを読み

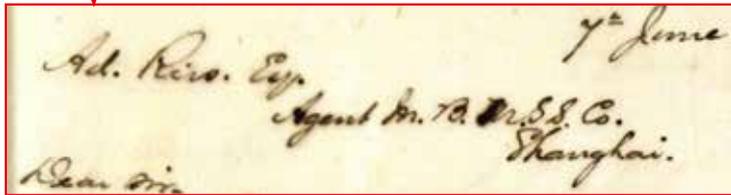
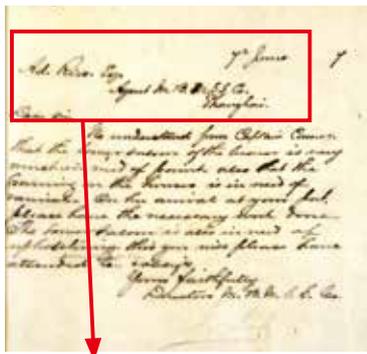


図9 Ad. Reis 宛書簡控

間違えている可能性も否定できないが、少なくとも外務省が発行した正式な書類に記載された名前が「Adolph Reis」であることは確認できた。

2点目は、明治10-11年、三菱の外国人幹部クレブス(Krebs)⁵が上海に向けて発信した英文書簡の控である⁶(図9)。拡大画像を見ると、「Ad. Reis」というつづりが確認できる。

3点目は、明治15年(1882)「秘密文書謄写」に綴られている1月20日付英文書簡の写しである(図10)⁷。これにもはっきりと「My dear Mr. Reis」と記載されている。

雇用当初に発給された書類はともかく、着任後、日常的に発信する書簡にまで、誤ったつづりで名前を

記載し続けるということは通常考えられないだろう。

以上の調査から、三菱会社の上海支社代理人として明治9年に雇用されたのは、「Adolph Reis」=アドルフ・ライスであり、東京府文書中に記載されたカタカナ表記が誤りであったものと思われる。

5 上海支社代理人アドルフ・ライス

周知の通り三菱は、明治初年海運業によりその基礎を築いた⁸。

明治8年1月、日本国郵便蒸汽船会社との激しい競争の末、国内航路で勝利をおさめた三菱会社に、政府は初の邦人会社による国際航路として上海航路の開設を命じる。これを受けて同社は、同年2月3日に第一船を横浜から出港、11日に上海に入港させた。同月4日には上海のフランス租界に支店を開設し、1月21日に雇い入れたアメリカ人コールニングを上海支店廻漕事務として派遣している⁹。横浜-上海間に定期航路を開設していたパシフィック・メール社(以下「P.M.社」という。)との競争にも打ち勝って、8年10月にはP.M.社から上海航路を一括買収するに至る。

P.M.社の撤退をみて、翌9年2月、新たに航路参入を図ってきたP&O汽船会社¹⁰との競争にも勝利して、同年8月ついに三菱会社が日本-上海間の航路を独占するに至る。翌9月1日から雇用されたアドルフ・ライス¹¹は、同社が上海航路事業を発展させていこうとする重要なタイミングで代理人として雇用された、切り札的な人物だったのではないか。前任のコールニングが月給250円だったのに対し、ライスは350円という高給で雇われたことにもその期待が表れている。



図10 Ad. Reis 宛書簡写

6 ドイツでの調査

一方、明治前期の日本のハガキや日本製と思われる漆の小箱を子孫に伝えたA. Rathについて、イングリッドさんと友人の手により調査が続けられた。

遺品を再度調べたところ、図4の肖像はガートルードの父親であることが判明した。また、

その他のハガキに書かれた住所から、ラース家のシュツットガルトでの住所が判明し、シュツットガルト公文書館所蔵の住民登録簿で確認したところ、そこに Albert Rath の名前を発見したのである。

7 ドイツと日本、140年の時を越えて

何げない日常のレファレンス対応から始まった今回の調査は、思いがけずヨーロッパと東アジア、南ドイツと日本・東京を結び、2017年から1870年代へと140年の時を遡るものとなった。

以上の調査経過をみて、インターネットの普及とネット環境の向上により、資料画像を簡単に送信できることから、遠い異国の資料であっても、きめ細かいレファレンス対応が可能であることをご理解いただけるだろう。

依然として、Rath 家に伝わった日本由来の品が、どのような経緯でもたらされたのかは判明しないが、イングリッドさんは、さらに調査を進める予定と聞いている。

日本においても、横浜入港船舶の乗船者情報など調査可能な資料が残っていると思われる。それらの調査結果については、また改めてご紹介したい。

本稿を執筆するにあたり、イングリッドさんより資料画像を提供いただいたほか、各位より多大なご協力をいただいた。ご氏名・機関名を記して感謝を申し上げます。

Ingrid Kleinbach, Fumiko Shibuki, Holger Mack, Edeltraud Fischer, 三菱史料館、坪根明子、岩瀬美弥子（順不同 敬称略）

- 1 【東京府文書】「府下居住外国人明細表・甲」（外務掛 明治10-11年 1877-1888）請求番号604. D3. 10-02 東京都公文書館所蔵
- 2 当時の正式呼称は郵便汽船三菱会社。同社は明治3年（1870）大阪で九十九商会として発足、同5年に三川商会、翌6年に三菱商会と改称。7年には東京へ本拠を移転して三菱蒸汽船会社と称する。8年に半官半民の日本国郵便蒸汽船会社を吸収・併合して郵便汽船三菱会社と改称。本稿では資料の記載に合わせ、「三菱会社」の呼称を使用した。
- 3 三菱経済研究所の附属施設として同研究所に併設。明治3年（1870）の三菱創業から昭和20年代の三菱本社解体、新しい三菱グループの発足にいたるまでの経営史料・業務文書等を中心に、三菱関連の史料を幅広く収集・保管。所蔵史料数約7万2千点（平成29年9月末現在）。（三菱史料館ホームページ <http://www.meri.or.jp/shiryo/mer300j.htm> 平成29年12月22日閲覧）
- 4 「諸官省上申書控 甲号 明治13年分 本社」（とじ戻し分）明治8年-13年 請求記号MA-00930-002 三菱史料館所蔵
- 5 デンマーク人フレデリック・クレブス。明治6年（1873）入社。鉱山技師で当初は炭坑の採掘指導にあたったが、のちに本社に呼ばれ石川七財、川田小一郎に次ぐ管事にまで上りつめた。（「岩崎弥之助物語」vol.05 事業の多角化と人材登用 三菱グループポータルサイト所収 <https://www.mitsubishi.com/j/history/series/yanosuke/yanosuke05.html> 平成29年12月22日閲覧）
- 6 「[Krebsより上海Boyd & Co.宛英文書簡控]」郵便汽船三菱会社 本社 Krebs 明治10-11年 請求記号MA-01299 三菱史料館所蔵
- 7 「秘密文書謄写 明治15年第1月 [長崎]支配人担当 郵便汽船三菱会社 長崎瓜生震 明治15年1月 請求記号MA-05694 三菱史料館所蔵
- 8 公益財団法人三菱経済研究所附属三菱史料館編『三菱のあゆみ』第5版 同研究所 平成28年、同史料館編『岩崎弥太郎小伝』第3版 同研究所 平成25年
- 9 三菱社誌刊行会編『三菱社誌』二 財団法人東京大学出版会 昭和54年
- 10 イギリスの海運会社ペニンシュラ・アンド・オリエンタル汽船Peninsular and Oriental Steam Navigation会社の略称。イギリス海運最古の伝統を有し、世界海運に指導的地位を占めてきた世界最大手の船会社。
- 11 同一人物であるかどうか不明だが、明治初年横浜で生糸の輸出を行っていたシュルツ・ライス商会（Shultze, Reis & Co.）の経営者としてAdolph Reisの名前が見える。（井川克彦『明治初期生糸輸出における「外国送り荷」取引』平成17年『日本女子大学紀要・文学部』54号 岩瀬美弥子氏教示による。）

東京都公文書館 刊行物案内

東京都公文書館史料編さん担当

販売を行っている刊行物の紹介です。刊行物の詳細については、ホームページをご参照ください。

http://www.soumu.metro.tokyo.jp/01soumu/archives/06kanko_butsu.htm

☆表示価格は販売価格です。

新刊情報

東京市史稿 産業篇 第59

¥3,190

嘉永7年(1854)7月から安政6年(1859)6月に至る、江戸の産業・経済・流通に関する史料を収録。外国との通商条約締結等、幕末の激動が始まっていく中、巨大都市江戸の動向を活写する。

都史資料集成Ⅱ 第7巻 「オリンピックと東京」

¥6,220

「オリンピックと東京」をテーマに、1964年のオリンピック東京大会開催に伴いインフラ整備等によって変ぼうしていく東京の姿や、開催に至るまでの過程を収録する。

ちょっと書庫まで行ってきます～東京都公文書館SNSの世界

¥1,530

2014年3月から開始した当館SNSは、当館所蔵の資料を用いてこれまでに500余りのネタを掲載している。この中から精選した80本を取り上げ、当館所蔵資料の魅力を紹介する。フルカラー本

既刊情報

東京市史稿

江戸東京に関する編年体の史料集

市街篇 東京市街地の変遷発達

第84	明治25年8月～明治26年2月	¥7,320
第85	明治26年2月～5月	¥2,630
第86	明治26年5月～12月	¥3,190
第87	明治27年1月～7月	¥5,850

産業篇 江戸の産業経済

第37	寛政3年8月～寛政4年閏2月	¥6,520	第50	文政3年1月～文政6年12月	品切れ
第38	寛政4年3月～12月	¥5,050	第51	文政7年1月～文政11年12月	品切れ
第39	寛政5年1月～寛政6年8月	¥6,380	第52	文政12年1月～天保4年12月	¥4,470
第40	寛政6年9月～寛政8年6月	¥5,850	第53	天保5年1月～天保9年1月	¥3,290
第41	寛政8年7月～寛政9年10月	¥5,450	第54	天保9年2月～天保12年12月	¥3,170
第42	寛政9年11月～寛政11年1月	¥5,390	第55	天保13年1月～天保13年12月	¥2,960
第43	寛政11年2月～寛政12年5月	¥5,450	第56	天保14年1月～弘化2年8月	¥3,260
第44	寛政12年6月～享和2年2月	¥5,080	第57	弘化2年9月～嘉永2年12月	¥3,280
第45	享和2年3月～享和3年12月	¥4,610	第58	嘉永3年1月～嘉永7年12月	¥3,200
第46	享和4年1月～文化4年12月	¥4,660			
第47	文化5年1月～文化8年12月	品切れ			
第48	文化9年1月～文化12年12月	品切れ			
第49	文化13年1月～文政2年12月	品切れ			

篇別目次総覧

東京市史稿11篇163冊全目次、武家地等の内容明細、図版目次	品切れ
--------------------------------	-----

事項別目次索引

東京市史稿目次から検索用事項として11,600項目余を抽出し、50音順に配列	¥5,320
--	--------

都史資料集成

近代東京の歴史に関するテーマ別資料集

— 第1期全12巻完結 —

第1巻	日清戦争と東京	第1分冊 ¥5,990	第2分冊 ¥5,250
第2巻	東京市役所の誕生		¥5,660
第3巻	東京市街鉄道		品切れ
第4巻	膨張する東京市 別冊付録 電灯問題ニ関スル経過報告		品切れ
第5巻	ムラからマチへ 都市化の諸相 (2分冊)		品切れ
第6巻	関東大震災と救護活動		品切れ

別冊付録 非常災害情報・バラックニ関スル調査 芝尋常小学校避難者収容所報告書		
第7巻	震災復興期の東京（2分冊）	¥7,560
第8巻	大東京市の課題と現実	¥5,240
第9巻	大東京市三十五区の成立	¥4,710
第10巻	非常時へ・動員される東京	¥7,530
第11巻	ぜいたくは敵だ・戦時経済統制下の東京	¥5,420
第12巻	東京都防衛局の二九二〇日	¥4,510

都史資料集成Ⅱ

『都史資料集成』（第Ⅰ期）に引き続き、東京都成立期の昭和18年から昭和30年代を対象とした戦後都史資料集

第1巻	東京都制の成立	¥5,180
第2巻	自治体東京都の出発	¥4,310
図録	東京都政1「文化スライド」でみる東京～昭和20年代	¥2,730
図録	東京都政2「文化スライド」でみる東京～昭和30年代	¥4,210

都史紀要

江戸東京の歴史に関する調査研究報告書

1 江戸から東京への展開	品切れ	26 佃島と白魚漁業	¥670
2 市中取締沿革	¥1,080	27 東京都の修史事業	¥560
3 銀座煉瓦街の建設	¥1,300	28 元禄の町 ★	¥1,450
4 築地居留地	¥2,050	29 内藤新宿 ★	¥1,700
5 区制沿革	¥870	30 市制町村制と東京	品切れ
6 東京府の前身 市政裁判所始末	¥1,110	31 東京の水売り ★	¥1,600
7 七分積金	¥1,220	32 江戸の牛 ★	¥1,590
8 商法講習所	¥1,090	33 東京馬車鉄道 ★	品切れ
9 東京の女子教育	¥1,000	34 江戸住宅事情 ★	品切れ
10 東京の大学	¥1,230	35 近代東京の渡船と一銭蒸汽	¥930
11 東京の理科系大学	¥1,100	36 戦時下「都庁」の広報活動	¥1,250
12 江戸時代の八丈島	¥960	37 江戸の葬送墓制 ★	品切れ
13 明治初年の武家地処理問題	品切れ	38 東京の歴史をつむぐ	¥1,060
14 東京の幼稚園	¥980	39 レファレンスの杜—江戸東京歴史問答	¥680
15 水道問題と三多摩編入	品切れ	40 続レファレンスの杜—江戸東京歴史問答 その二	品切れ
17 東京の各種学校	¥1,040	41 明治期東京府の文書管理	品切れ
18 東京の女子大学	¥990	42 江戸の広小路—その利用と管理	¥1,480
19 東京の初等教育	¥910		
20 続・東京の初等教育	¥890		
21 東京の中等教育1	¥760		
22 明治初年の自治体警察 番人制度	¥750		
23 東京の中等教育2	¥620		
24 東京の中等教育3	¥590		
25 市区改正と品海築港計画	¥600		

★印は復刻再刊

史料復刻

東京都公文書館所蔵貴重史料の復刻

『安永三年小間附 北方南方町鑑』上（北方）・下（南方）	各¥1,130
『西南北三多摩 境域変更通覧』	品切れ
『南伝馬町名主高野家 日記言上之控』	¥1,730
『江戸東京問屋史料 諸問屋沿革誌』	¥2,550
『江戸東京問屋史料 商事慣例調』	¥2,230
『資料 東京都の学童疎開』	¥3,590
『重宝録』第一／第二／第三／第四／第五／第六	①¥5,310 ②¥5,310 ③品切れ ④¥4,470 ⑤品切れ ⑥¥3,380
DVD版 東京市事務報告書・財産表	品切れ
『幕末江戸町人の記録 鈴木三右衛門日記』	品切れ

『戦時下「都庁」の広報誌—『市政週報』『都政週報』DVD』	¥3,490
『幕末旗本の記録 山口直養・直毅日記』	品切れ
『旧江戸朱引内図 —復刻と解題』	品切れ

その他の刊行物

『関東大震災と情報 東京都公文書館所蔵・関東大震災関係資料目録』	品切れ
『東京都公文書館所蔵 地誌解題 総集編』	¥1,220
『延遼館の時代～明治ニッポンおもてなし事始め』	¥1,320

販売・問い合わせ先

★販売先

都民情報ルーム(都庁第一本庁舎3階)

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 電話：03-5388-2276

※ 東京都公文書館内では販売していません。

★在庫・購入方法などについてのお問い合わせ

都民情報ルーム(都庁第一本庁舎3階)

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 電話：03-5388-2276

※ 郵送も行っています。詳細はお問い合わせください。

★内容に関するお問い合わせ

東京都公文書館史料編さん担当

〒158-0094 東京都世田谷区玉川1-20-1 電話：03-3703-2604

利用案内

【所在地】〒158-0094 東京都世田谷区玉川1-20-1

【TEL】03-3707-2603 【FAX】03-3707-2500

【ホームページ】<http://www.soumu.metro.tokyo.jp/01soumu/archives/>

来館について

当館の利用には予約の必要はありませんが、次のような場合は、事前にご連絡ください。

- ・専門的な調査や、古い資料についてのご相談
- ・大量に資料を利用したい場合
- ・撮影したい場合（要撮影室予約）

利用の注意点

当館1階入口で入館受付を済ませた後、上履きに履き替え、2階閲覧室へお入りください。バッグ等のお荷物は、ロッカー（無料）に入れてください。

※鍵の紛失にご注意ください。 ※エレベータはありません。

閲覧方法

当館の資料は、全て閉架式の書庫に保管してあります。閲覧を希望される方は、閲覧室に備付けの目録やパソコン端末で希望の資料を検索し、「閲覧票」に記入し、ご提出ください。

資料によっては原本保護のため、マイクロフィルム又はDVDでの閲覧をお願いしています。

複写について

複写を希望される方は「複写申請票」に記入しご提出ください。電子式複写は、一人（1団体）1日20枚までです。ただし、マイクロフィルム及びDVDからの複写については枚数制限がありません。複写料金は、いずれも1枚10円です。 ※できる限り小銭をご用意ください。

利用制限のある資料

以下の資料については利用が制限されます。

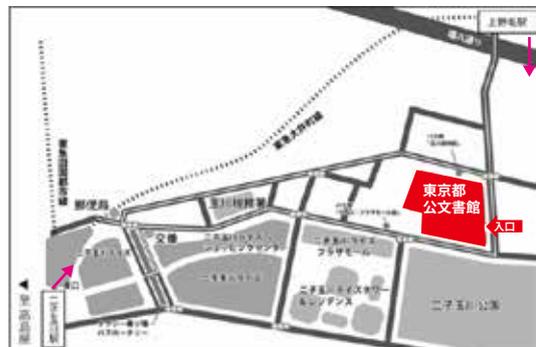
- ① 作成又は取得後30年を経過していない公文書
- ② 「東京都公文書館における公文書等の利用に関する取扱規程」第2条第2項又は第3項により一般の利用が制限されている次の公文書等
 - ・個人情報等が記録されているもの
 - ・利用によって破損や汚損を生じるおそれがあるもの
 - ・現在、館において使用しているもの
（目録作成など、保存及び利用の開始のため使用しているものを含む。）
 - ・一般の利用に供しないことを条件として寄贈された資料

利用案内・交通案内

【利用案内】

- ① 利用時間
月曜日～金曜日 9時～17時
- ② 各種申請票及び精算の受付時間
9時～12時、13時～16時30分
- ③ 休館日等
 - ・土曜日、日曜日、国民の祝日及び振替休日
 - ・毎月第3水曜日（祝日の場合は翌日）及び年度末最終の平日
 - ・年末年始（12月28日～1月4日）
 - ・臨時の休館日として公示した日
 ※臨時に閲覧を停止する日もありますので、事前に当館HPにてご確認ください。
- ④ 来館についてのお願い
当館は一般の方用の駐車スペースがありませんので、ご来館の際は公共交通機関をご利用ください。
なお、身体障害者の方は事前にご連絡ください。
バイク・自転車は、駐輪スペースをご利用ください。

【案内図・交通機関】



- ① 東急田園都市線・東急大井町線「二子玉川」駅東口下車 徒歩約15分
- ② 東急大井町線「上野毛」駅下車 徒歩約10分
- ③ 二子玉川駅・上野毛駅 東急バス「玉川高校前」下車（黒02系統）
- ④ 二子玉川駅 東急バス「ライズ・プラザモール前」下車（玉11系統）

**東京都公文書館
調査研究年報<WEB版>
第4号**

発行 2018年（平成30年）3月30日

編集発行 東京都公文書館
〒158-0094

東京都世田谷区玉川一丁目20番1号

TEL 03-3707-2601

印刷 第七広告株式会社

平成29年度登録 第12号